

宇和島市事前復興計画

復興ビジョン編

令和7年3月

策定にあたって

日頃から、皆様には宇和島市の防災活動の推進にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、近い将来、発生が危惧されている南海トラフ地震は、今後30年以内に発生する確率について「80%程度」とされております。しかしながら、いつ、どこで大規模災害が発生するかを正確に予測することはできず、南海トラフ地震により、大きな被害が予想される本市においては、その対策を進めることが喫緊の課題となっています。



このような状況の下、本市においては、宇和島市事前復興計画を策定し、災害発生時における被害の軽減を図るとともに、災害発生後の復旧・復興を適切かつ迅速、円滑に実施するため、災害発生前から復興まちづくりの考え方やその手法などについて、その方向性を示すこととしました。

大規模な災害が発生すると、復旧・復興に携わる様々な組織や団体の構成員、市職員なども、同じように被災することが予想されます。その中で、被災者への支援や地域の復旧・復興など、地域社会における多様な主体が一体となって推進することが求められ、さらには外部からの協力や連携も欠かせません。

また、大きな被害を受けた地域においては、復旧・復興が進むまでの間、一時的に愛着のある故郷を離れ、さらには長期化することにより、人口流出や雇用などまちの活力が失われることも考えられます。新しい「生活の場」や「日常」を再構築するためには、地域の皆様と共に新たなまちづくりについて、議論しておくことが重要です。

本計画では、復興まちづくりについて、地域ワークショップを開催し、関係者の皆様と一緒に考えながら、市全体で取り組む事項を整理し、復興を見据えた事前準備を進めていくこととしています。

本市といたしましては、自然災害の発生を回避することはできないものの、市民一人ひとりが日頃から災害に関する備えや災害後の復興まちづくりを考えておくことは、被害の軽減と早期の復旧・復興を果たすことができ、それは希望に繋がるものと考えております。

結びに、本計画を策定することで、本市が一体となって、災害に強く、魅力あるまちづくりに進むことを期待して、策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

宇和島市長 岡原 文彰

宇和島の事前復興に向けて

備えていないことはできない。だから巨大災害に備える。それに尽きるのではないか。私たちは宇和島市の事前復興を考えるにあたり、宇和島市の各分野を代表する方々とともに委員会で議論を続けてきた。災害直後の道路啓開がちゃんと実施できるか？被災後の遠距離避難はどうなるのか、能登半島地震があったことから、思いの外、議論は白熱することとなった。



私たちは時に会議室から飛び出して、被災が予想される宇和島の各地を何度も歩き、特に三浦半島の遊子地区、市街地地区、津島地区をモデル地区として設定し、地元の方々との対話を繰り返した。具体的な事前復興のスタディプランを大学院生と共に作成し、地元の方々からフィードバックをもらいながら、今回の事前復興プランを完成するに至る。モデルプランとはいえ、提案を参考に高台の避難広場の整備に地元がさっそく動き出すといった呼应性の高いプランニングが行われていることは宇和島市の事前復興の特徴といえよう。

また、防災教育の重要性に焦点が当てられていることも大きな特徴である。宇和島東高校の防災地理部のみなさんにも事前復興の議論に加わっていただいたことが大きかった。忘れたい記憶と忘れてはいけない記憶の間で人間は揺れ動く。だからこそ、彼女たちと一緒に東北の被災地を歩き、過去の南海トラフの履歴や他地域の被災から学び続ける仕組みを取り入れるべきではないか、そういった問題提起と向き合い、宇和島市の事前復興に防災教育を取り込むこととした。若い人たちと共に歩む宇和島の復興文化の創出を織り込んだことも本計画書の大きな特徴と言っている。

また、私たちのタイムラインとでも言えればいいだろうか、発災から復旧・復興期ごとに、どのような作業が必要になるのかをタイムライン上で整理したことも宇和島市の事前復興の大きな成果といえる。居住者だけではなく、農林水産業や商業を宇和島で営む人たち、復旧と復興を担う土木建設業の人たち、ボランティアの受け皿となる社会福祉協議会のひとたちが次に何が起こるのか、何をすべきなのか一目でわかるように、庁内ヒアリングを十分に行いながら、可能な支援や必要な作業を洗い出し、できるだけ分かりやすく整理することに注力した。私たちのタイムラインが、実際に災害が起きた際に混乱する市内で、復興の推進に向けて大きな力を発揮することを期待したい。

最後に私たちは事前復興センサスの導入を計画に盛り込むこととした。実際に南海トラフが起これば人はどのように避難するのか、そして宇和島を離れてしまう人はどれくらい出るのか、あるいは帰還するとすればいつ頃避難するのか？目まぐるしく変化するであろう住民の方々の事業を営む方々の意向を事前に知り、復興の目安をつけるために事前復興センサスを実施した。実際の災害に直面して気持ちは変化するかもしれない。しかし、定量的なデータに基づき予め計画をつくり、何度も確認しながら逐次修正していくことでしか、市民の皆さんの希望に沿ったまち

づくりを実現することは難しいし、避難遅れを低減することもまた難しいだろう。事前復興センサスの計画への取りこみもまた宇和島市の事前復興の大きな特徴といえる。

創造的復興などと言ったゆとりのあることを言うつもりはない。とにかく着実に巨大災害に対する身近な備えをしていくこと、共に進めていけないだろうか。多くの方の協力を得てつくられた事前復興計画をさらに市民のみなさんと共同でブラッシュアップさせながら、平時のまちづくりと重ね合わせるように、生き延びるまち宇和島の実現をともに頑張りたい。

宇和島市事前復興計画策定委員会 委員長

東京大学 教授 羽藤 英二

目次

宇和島市事前復興計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 事前復興計画策定による効果	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 宇和島市事前復興計画の構成	3
復興ビジョン編	4
第1章 計画の役割等	5
1. 対象区域	5
2. 想定する災害	5
第2章 宇和島市の現況と課題	8
1. 宇和島市の現況と課題	8
2. 事前復興の取組に向けた課題の整理	20
第3章 事前復興の推進に向けた目標等	21
1. 事前復興の推進における基本理念	21
2. 事前復興における基本目標	22
3. 復興まちづくりの都市構造	23
第4章 復興方針	31
1. 復興方針の体系	31
2. 復興方針	32
2-1. まちの復興	33
2-2. 住まいの復興	50
2-3. くらしの復興	58
2-4. 生業の復興	66

第5章 復興事前準備	73
1. 復興事前準備の推進	73
第6章 事前復興計画の推進と運用.....	78
1. 事前復興の推進体制の構築	78
2. 各地域の事前復興まちづくり計画の作成.....	79
3. 定期的な見直し	80
4. 大規模災害発生後の運用	80
資料編.....	81
■策定経過	81
■宇和島市事前復興計画策定委員会設置規則.....	82
■策定委員会名簿	84

宇和島市事前復興計画の概要

1. 計画策定の趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震が30年以内に発生する確率は80%程度といわれており、最大クラスの地震が発生した際には、宇和島市においても甚大な被害が生じることが想定されています。この南海トラフ巨大地震による揺れや津波は、市民の皆様の生命を脅かし、住まいや生業の場を奪い去り、まちや皆様の生活の復旧・復興までに長期間を要する事態を生じさせる可能性があります。

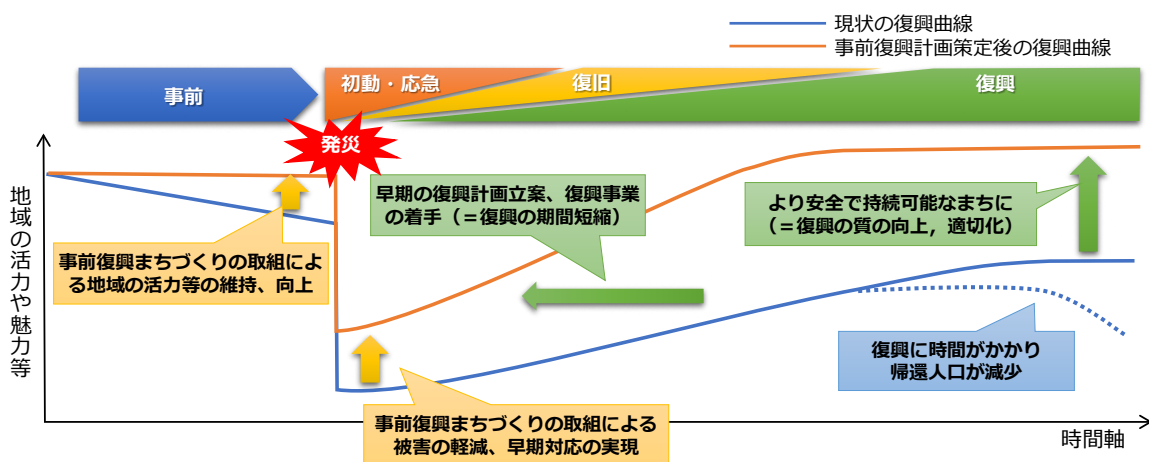
東日本大震災では、被災後の復旧・復興が長期化し、人口減少や地域活力の衰退につながる事態が生じている地域が見受けられます。その要因の一つとして、復興後のまちの姿に対する住民の合意形成に時間を要したことがあげられています。

そのため、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生したとしても、適切かつ迅速・円滑な復興の実現を図るため、復興の手順や復興後のまちの姿を事前に検討・整理する宇和島市事前復興計画を策定します。

2. 事前復興計画策定による効果

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、被災した箇所の応急復旧や災害復旧、避難所の運営や被災証明書の発行等、市の職員は、多大な時間と人手を要する事態に陥ります。また、市民においても、多くの人が住まいや仕事を失う等の混乱下に置かれることが想定され、復興まちづくりに向けた取組が進まない状況になることが想定されます。

復旧・復興の基本的な方針や必要となる取組等について、事前に検討・整理した「事前復興計画」を作成しておくことで、大規模災害が発生したとしても、復興までの期間短縮や復興の質の向上、適切化等が図られ、地域の活力や魅力の維持、人口流出の抑制等につながることを期待されます。



3. 計画の位置づけ

宇和島市事前復興計画は、本市の総合的な行政運営の指針である「第2次宇和島市総合計画」、本市のまちづくりの方針を定めた「宇和島市都市計画マスタープラン」、本市の防災対策等について定めた「宇和島市地域防災計画」を上位計画とし、防災やまちづくりをはじめとした各種関連計画との整合・連携を図るものとします。

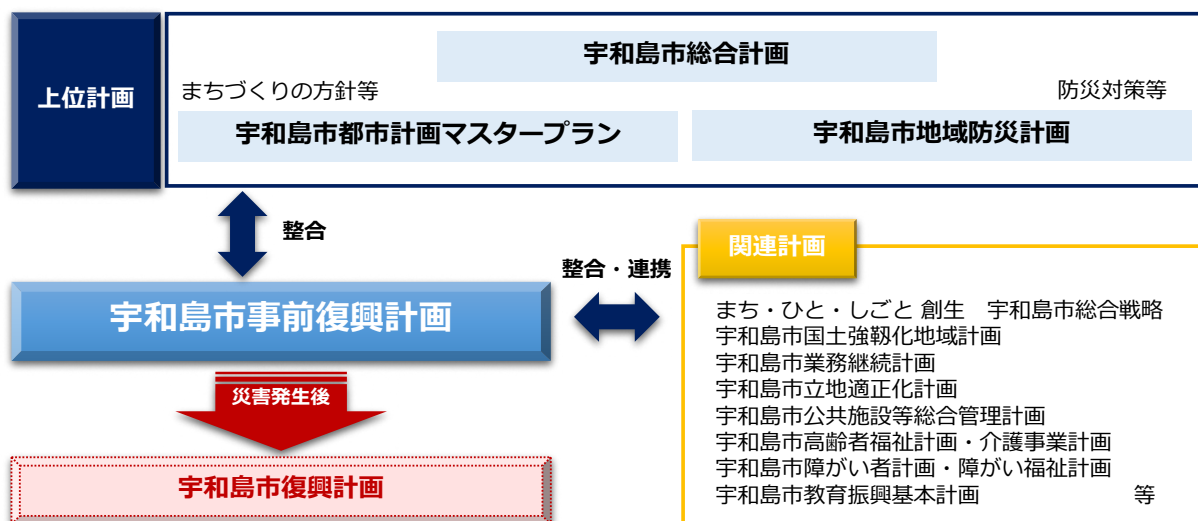


図 計画の位置づけ

4. 宇和島市事前復興計画の構成

宇和島市事前復興計画は、以下の3編から構成されます。

復興ビジョン編

大規模災害による被災状況を想定し、復興の目標や分野別復興方針等を検討して、法に基づく復興計画の概形を定める。

復興プロセス編

災害発生後に想定される復興手順や行政組織内における役割分担、関係機関との連携及びその適切かつ迅速・円滑な復興に向けた平時からの取組等を定める。

事前復興まちづくり計画編

大規模災害による被災状況を想定し、著しい被害により面的な整備が必要となる市街地や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興のイメージ等を定める。

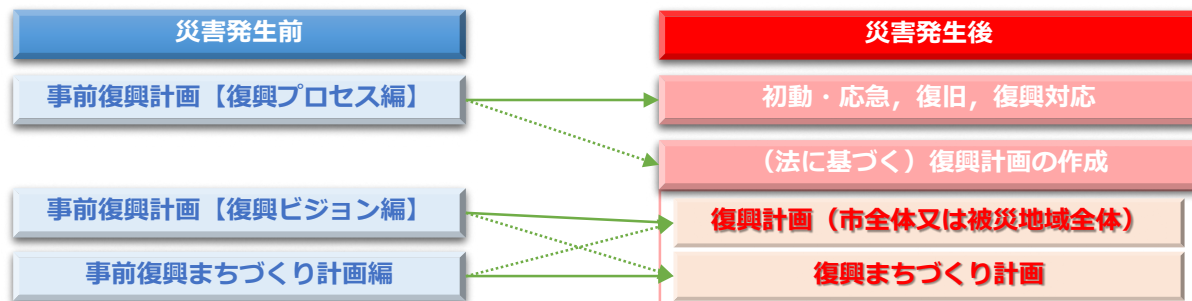


図 事前復興まちづくり計画の全体像

復興ビジョン編

第1章 計画の役割等

1. 対象区域

本計画は、宇和島市全域を対象とします。

2. 想定する災害

本計画は、被災後を想定した事前の検討であり、次に起こる地震の規模を予測することは不可能であることから、愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告・最終報告）に示された、想定される最大規模の南海トラフ地震を対象とします。

（1）南海トラフ地震

① 震度

想定される最大規模の南海トラフ地震が発生した際には、市域の全体で震度6弱・6強が想定されています。また、宇和島市街地や吉田町等では、震度7の揺れが想定されています。

■本市の事前復興に関する課題

- 南海トラフ地震により、甚大な建物被害・人的被害の発生が想定されることから、被害の軽減を図る取組が重要

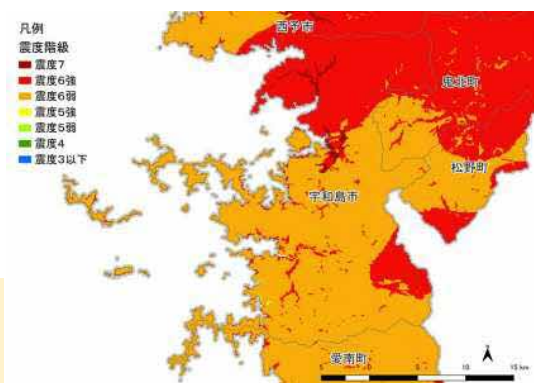


図 震度

出典：愛媛県地震被害想定調査結果

② 液状化危険度分布

宇和島市街地や吉田町、津島町の平野部では液状化危険度が「極めて高い」となっています。また、三間町中心部でも「かなり高い」となっている地域が見受けられます。

■本市の事前復興に関する課題

- 液状化危険度が高い地域に人口や都市施設等の集積が見受けられ、初動、応急・復旧等の取組に影響が生じる可能性があり、建物被害や道路が通行不能になる等の事態に備えておくことが重要

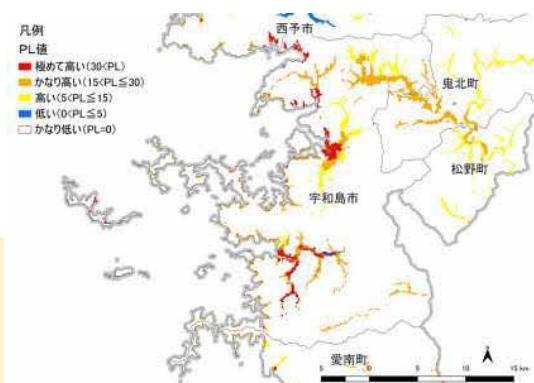


図 液状化危険度分布

出典：愛媛県地震被害想定調査結果

③津波災害警戒区域（基準水位）

本市で想定される最大の津波高は日振島での 10.1m で、津波高 1 m の津波到達時間は、宇和島港で 56 分、岩松港で 41 分、吉田港で 54 分となっています。

海岸沿いの広い範囲で津波災害警戒区域が広がり、宇和島市街地の平野部の広い範囲で 3.0m ～5.0m 未満の基準水位が指定されています。また、津島町では、岩松川河口部で 5.0m ～10.0m 未満、津島支所周辺で 2.0m 未満の基準水位が指定されています。吉田町では、沿岸部の一部で 5.0m ～10.0m 未満、吉田支所周辺で 3.0m ～4.0m の基準水位が指定されています。

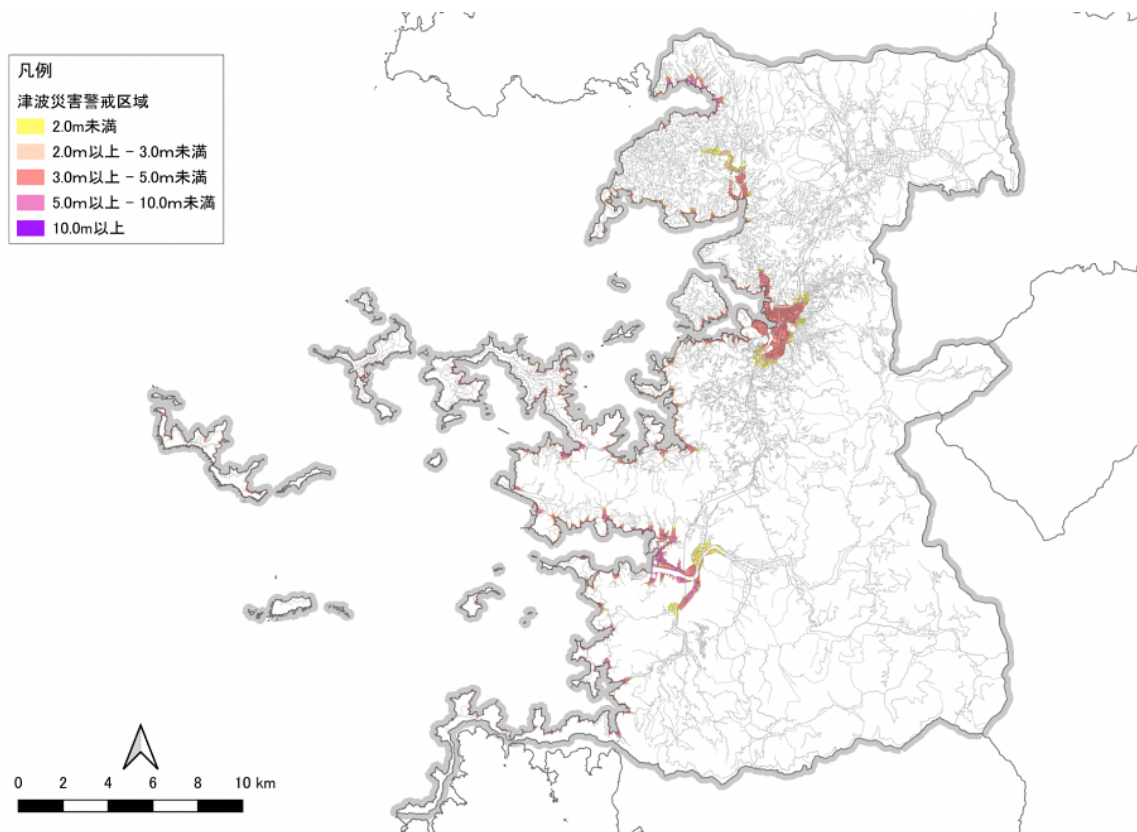


図 津波災害警戒区域

出典：愛媛県

■本市の事前復興に関する課題

- 市内沿岸部で津波による甚大な被害が懸念され、人命を守ることを最優先とした被害の軽減を図る取組とあわせて、速やかな復興等に向けた事前の備えが重要
- 宇和島市街地・津島・吉田といった市の中心部となる地域でも大きな被害が生じ、まちの構造等を大きく見直す必要が生じる可能性があることを踏まえることが必要

④被害想定

最大クラスの地震が発生した際には、本市の建物被害(全壊棟数)は32,473棟(建物棟数68,617棟※の47.3%)、死者数は2,568人(H22人口84,210人※の3.0%)、負傷者数は4,591人(H22人口84,210人の5.5%)と甚大な被害が想定されています。

※愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)(H25.12)より。建物棟数は、各市町の家屋台帳、固定資産概要調書および、公共施設台帳並びに県有施設台帳から整理。人口は、平成22年の国勢調査。

表 建物被害(冬18時)【棟】

	全壊棟数	半壊棟数
揺れ	14,132	8,549
液状化	714	525
土砂災害	78	182
津波	9,111	986
地震火災(焼失棟数)	8,438	－
合計	32,473	10,242

表 人的被害(冬深夜)【人】

	死者数	負傷者数
建物倒壊	825	4,425
うち屋内収容物等	41	609
土砂災害	6	8
津波	1,444	29
火災	293	129
ブロック塀倒壊等	0	0
合計	2,568	4,591

出典：愛媛県地震被害想定調査結果

■本市の事前復興に関する課題

- ▶ 津波災害警戒区域内に人口や都市施設等の集積が見受けられ、甚大な被害を想定しておくことが重要
- ▶ 津波の被害が想定される地区内に位置する重要な建物や要支援者等が利用する施設等の事前の移転等の検討が重要
- ▶ 揺れによる建物被害や人的被害も大きく、事前の備えは、津波被害が懸念される沿岸部だけでなく、様々な地域での検討が必要

第2章 宇和島市の現況と課題

1. 宇和島市の現況と課題

(1) 宇和島市の概要

本市は、愛媛県西南部に位置しており、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接しています。

宇和海と鬼ヶ城山系に囲まれた城下町で、南予地域の中核都市として、商業の中心地となっています。また、宇和海の恵みを活かした真珠やマダいの生産、柑橘王国である愛媛県の中でもポンカンやタロッコの高いシェアを占めるなど、第1次産業も盛んなまちとなっています。

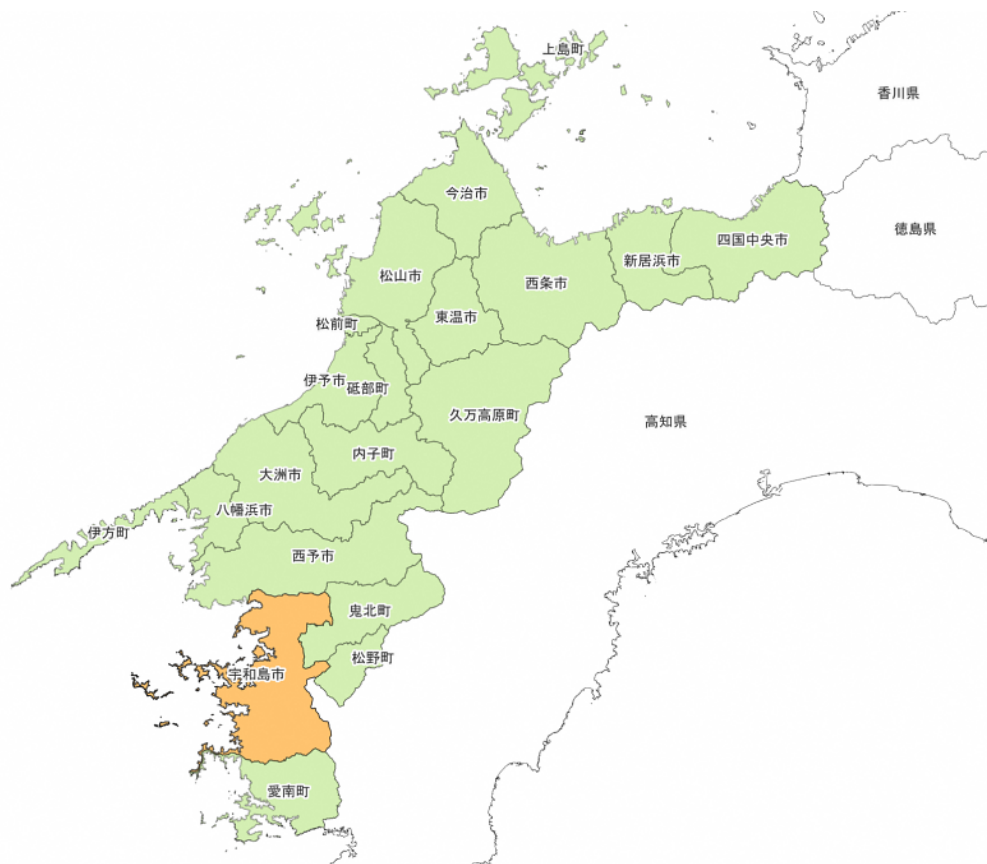


図 宇和島市の位置

■本市の事前復興に関する課題

- 南予地域の中核都市として、大規模災害が発生したとしても、地域活力の維持・早期の復興を図っていくことが重要
- 商業や第1次産業の早期復興を図っていくことが重要
- 生活圏や経済圏は高知県まで含まれるため、広域で考える視点が必要

(2) 人口

令和2年の本市の人口は70,809人となっており、30年前（平成2年）と比較して32.5%の減少となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、25年後（令和27年）の総人口は39,216人と44.6%の減少が予測されています。

令和2年の老年人口割合は40.0%となっており、少子高齢化が進行しています。令和17年には、生産年齢人口と老年人口が逆転することが予測されています。

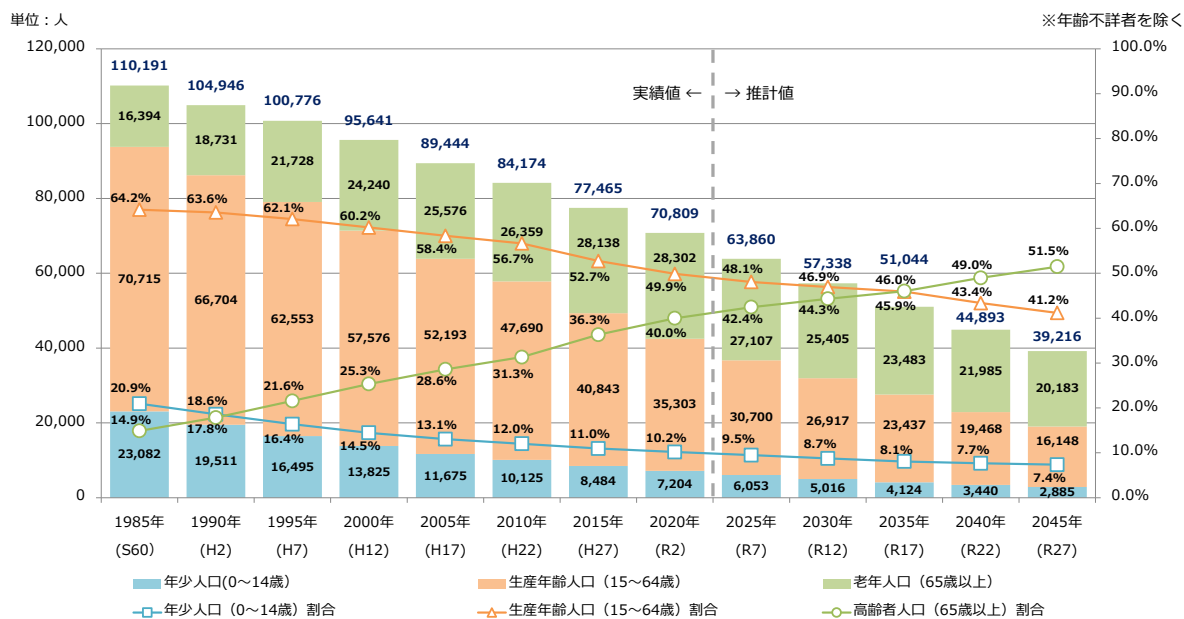


図 宇和島市の人口推移

出典：実績値は、国勢調査（S60～R2）推計値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

人口分布（500mメッシュ）をみると、宇和島市街地を中心に、国道56号及びJR四国の予土線沿線に人口が集積しています。

人口が集積している平野部は、津波災害警戒区域が広がっており、大きな被害を受ける可能性があります。

平成22年から令和2年までの10年間における人口増減の状況をみると、ほとんどの地域で人口減少傾向を見せていますが、市街地の縁辺部や三間周辺等において増加を見せている地域が見受けられます。

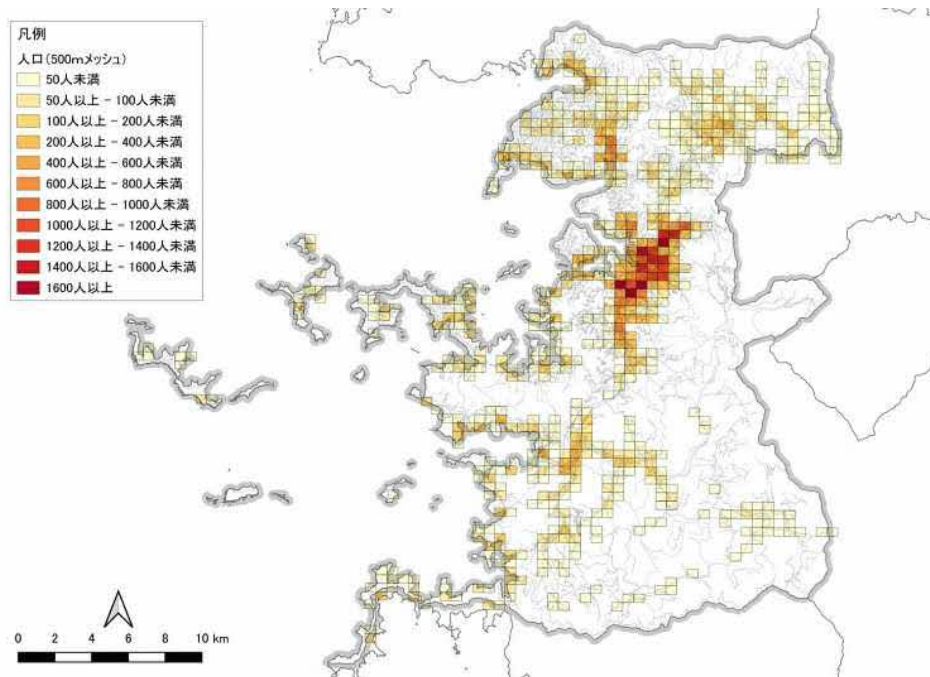


図 人口分布（令和2年）

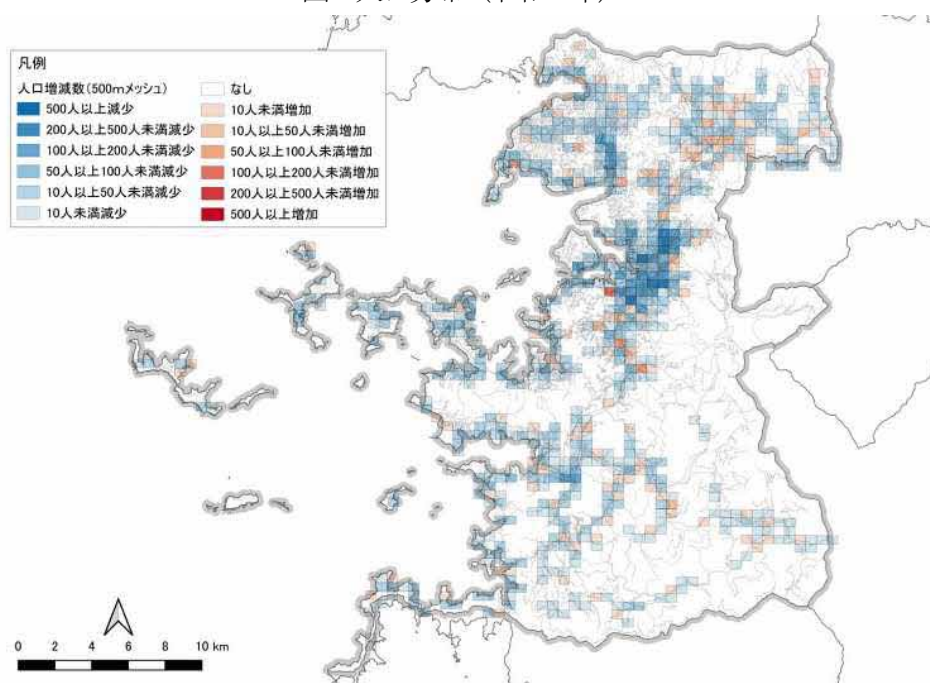


図 人口増減（平成22年～令和2年）

出典：国勢調査

■本市の事前復興に関する課題

- 災害が発生した際には、大きな人口流出が想定されるが、人口減少や少子高齢化が進む中で、災害発生の有無に関わらず、地域活力の維持等に努めることが重要
- 高齢化が進み避難行動要支援者等の増加が想定される中で、命を守る対策の充実や災害発生から復興までのきめ細やかな対応が重要

(3) 産業

①市町内総生産

令和3年度の市町内総生産をみると、222,362百万円となっており、愛媛県全体（5,089,931百万円）の4.4%を占めています。

県全体と比較して、農林水産業や卸売・小売業、公務、保健衛生・社会事業等の比率が高くなっています。

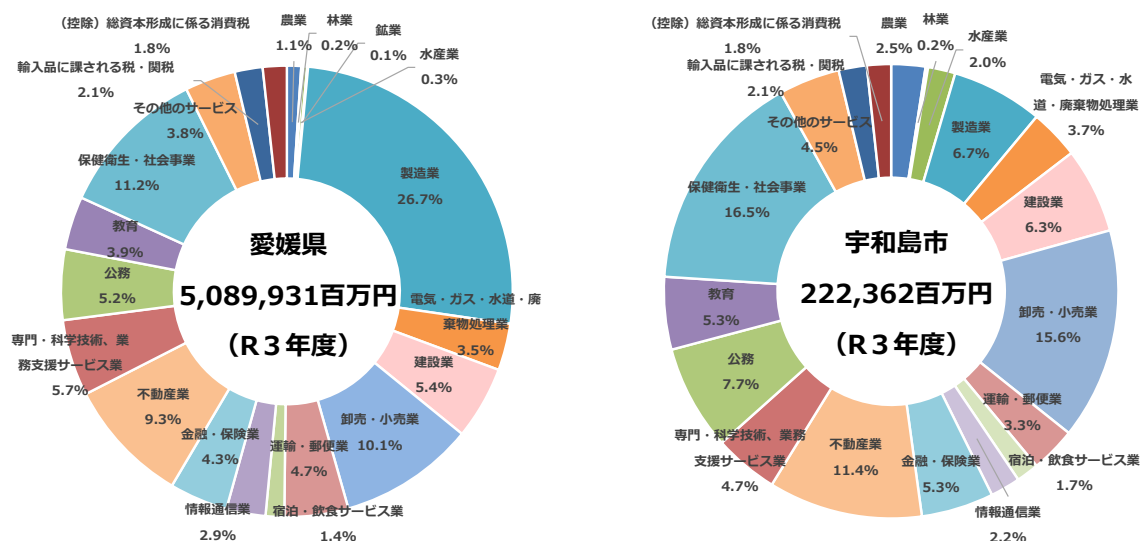


図 経済活動別市町内総生産（左：愛媛県全体、右：宇和島市）

出典：令和3年度愛媛県市町民所得統計

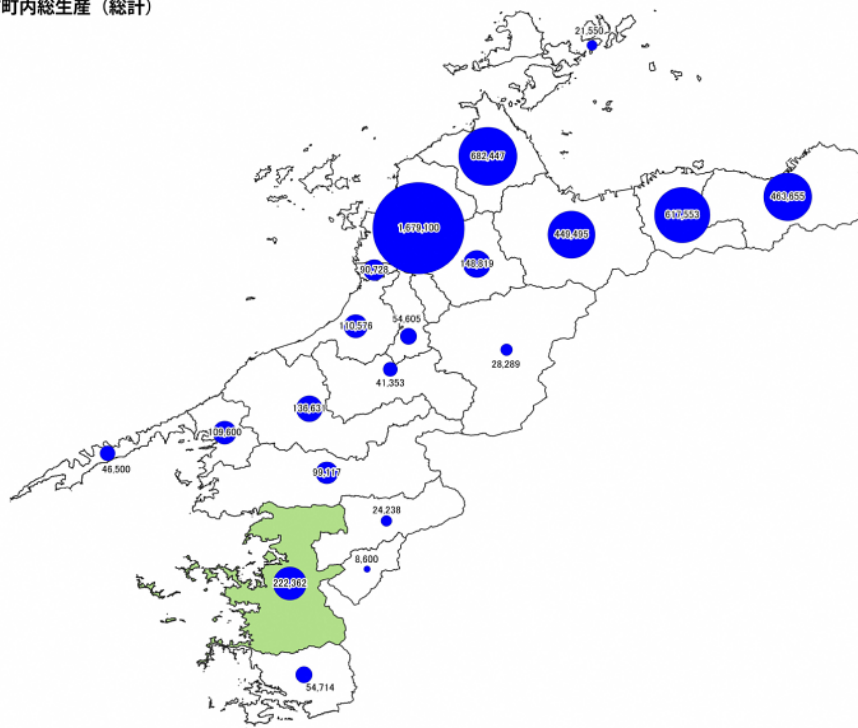
市町別の市町内総生産をみると、総生産額及び第1次・第2次・第3次産業のそれぞれで、南予地域では最も大きい生産額となっています。

表 市町内総生産

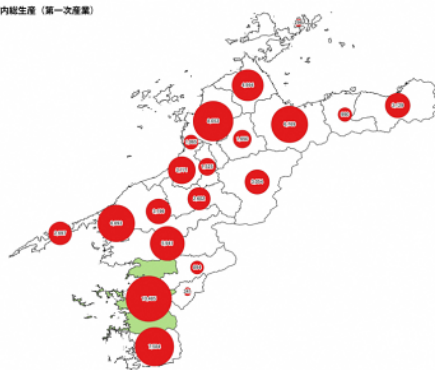
	愛媛県 (百万円)	南予地方 (百万円)	宇和島市		
			(百万円)	県全体に 占める比率	南予地方に 占める比率
総生産	5,089,931	743,115	222,362	4.4%	29.9%
第1次産業	75,928	40,633	10,485	13.8%	25.8%
第2次産業	1,638,395	137,002	28,995	1.8%	21.2%
第3次産業	3,360,726	533,307	182,232	5.4%	32.4%

出典：令和3年度愛媛県市町民所得統計

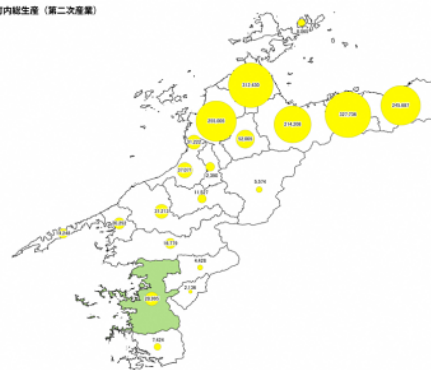
愛媛県市町内総生産（総計）



愛媛県市町内総生産（第一次産業）



愛媛県市町内総生産（第二次産業）



愛媛県市町内総生産（第三次産業）

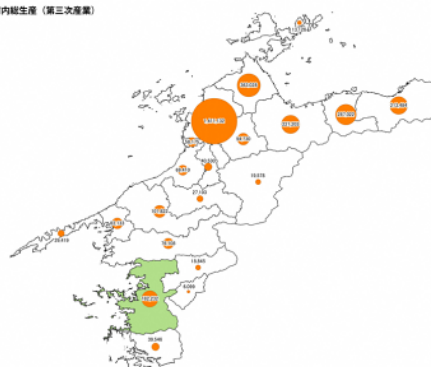


図 市町内総生産（上：総生産、中左：第1次産業、中右：第2次産業、下：第3次産業）

出典：令和3年度愛媛県市町民所得統計

②産業別就業人口

令和2年の就業人口は、33,258人となっています。平成12年から令和2年にかけて、約13,000人（27.8%）減少しています。産業別にみると、第3次産業の割合が高く、また、第1次産業と第2次産業は年々、減少傾向にあります。

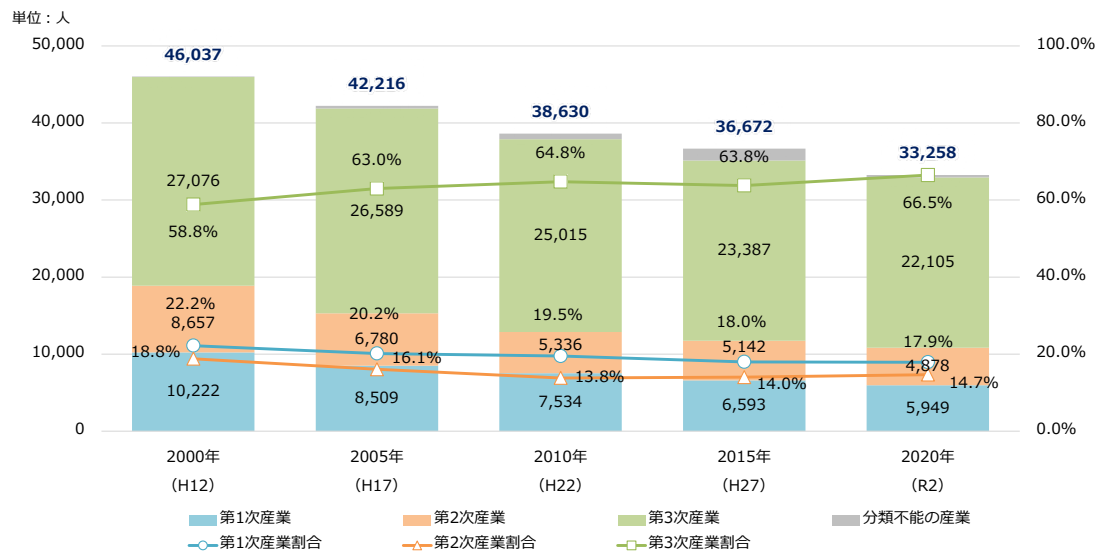


図 産業別就業者人口

出典：国勢調査

③事業所数・従業者数

令和3年の事業所数は4,310事業所、従業者数は31,400人となっています。事業所数、従業者数ともに昭和61年から、減少傾向にあります。

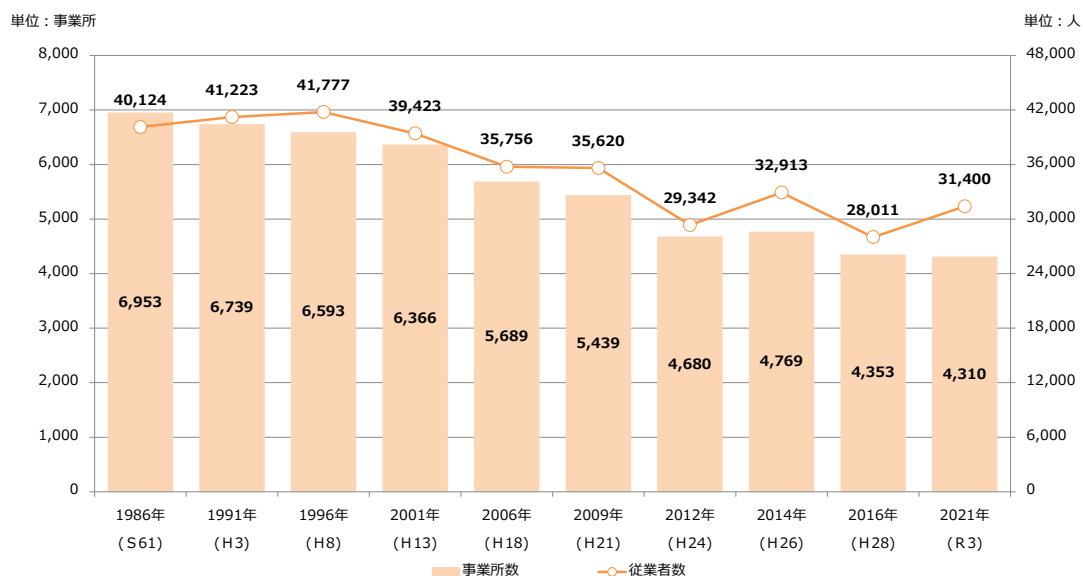


図 事業所・従業者数の推移

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

※平成24年・平成28年は経済センサス（活動調査）であるため民営のみの数値

④漁港

本市の漁業における特性として、養殖業が盛んであり、52 漁港（うち県管理が 1 漁港）と全国的にも多くの漁港を有しています。

大規模な津波が発生した際には、養殖場や漁港等が甚大な被害を受ける可能性があります。

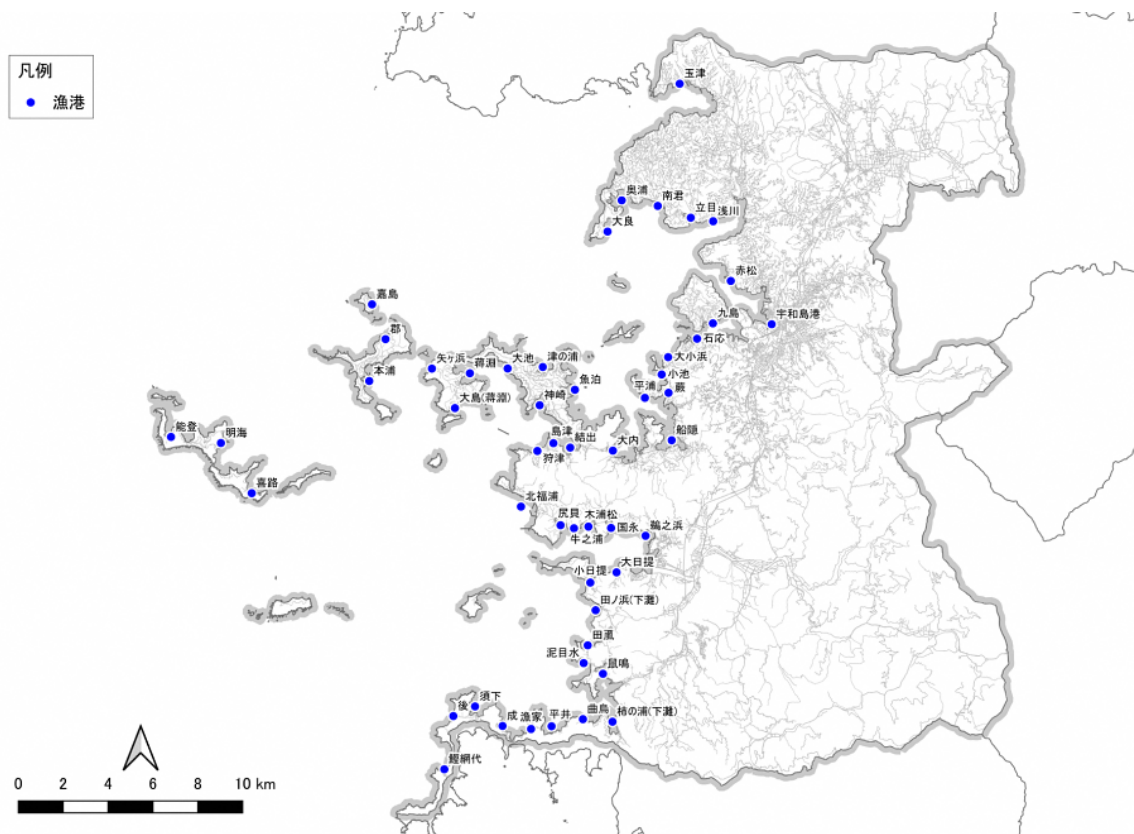


図 漁港位置図

出典：愛媛県資料を参考に作成

■本市の事前復興に関する課題

- ▶ 第1次産業を中心に南予地方・愛媛県全体の産業で重要な役割を担っており、大規模な災害が発生した際に、産業基盤等が被害を受けた場合には大きな影響を与えるため、産業の維持・早期復旧の視点が重要
- ▶ 南予地域の中核都市として、災害発生の有無に関わらず、商業・業務機能の活性化等に努めることが重要
- ▶ 多数の漁港を有する中で、災害により甚大な被害が発生した際には、担い手の状況などを踏まえながら再建を図っていくことが重要

(4) 土地利用

①市全体

土地利用状況は、「森林」が約36千haと約8割を占め、「田」と「その他の農用地」の合計が約7千ha（約15%）となっており、「建物用地」は2千ha（約4%）となっています。

限られた平野部に市街地や集落が広がるとともに、沿岸部等では、その他の農用地（樹園地）等に囲まれた集落が点在している状況にあります。

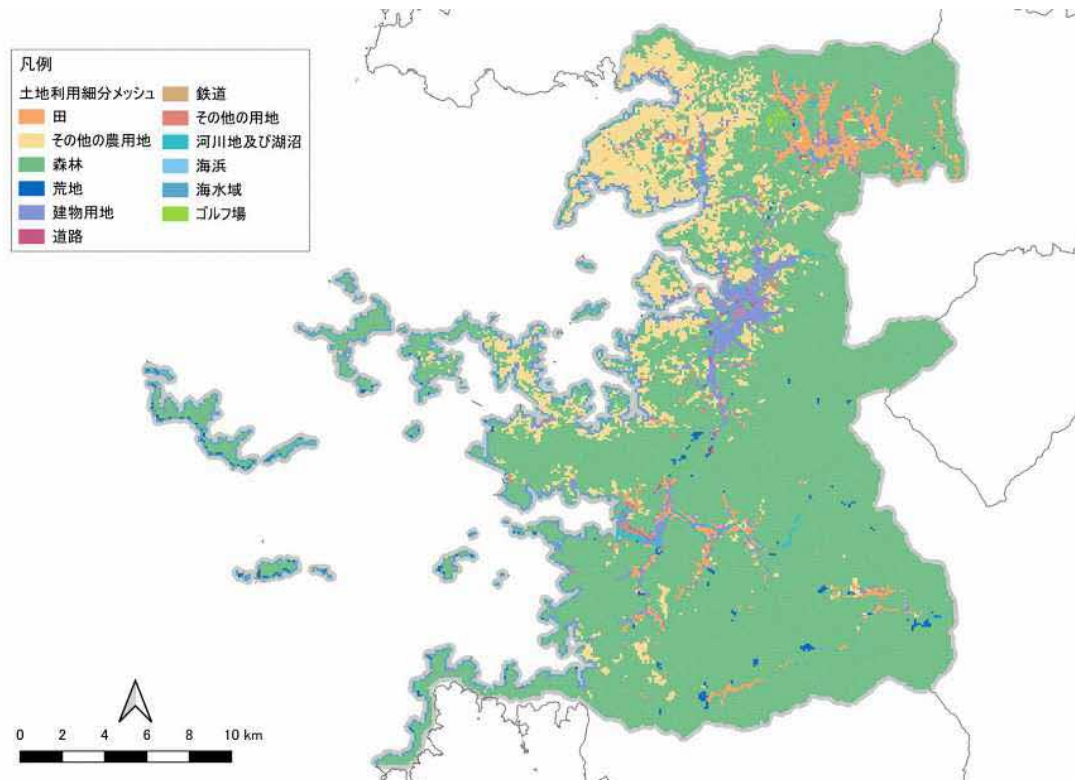
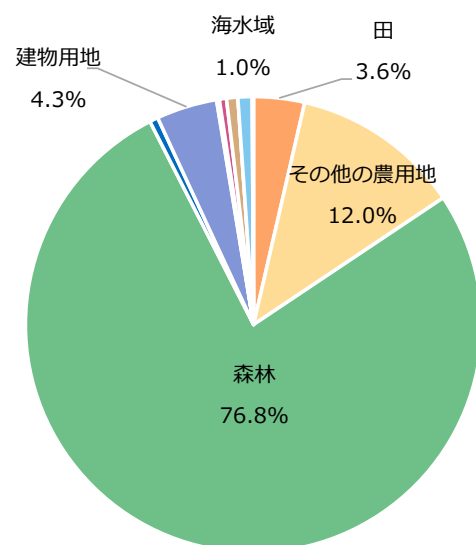


図 土地利用現況図

出典：国土数値情報

表 土地利用状況

種別	面積 (ha)	割合
田	1,699.9	3.6%
その他の農用地	5,643.3	12.0%
森林	35,998.3	76.8%
荒地	278.6	0.6%
建物用地	2,018.7	4.3%
道路	52.7	0.1%
鉄道	50.6	0.1%
その他の用地	236.8	0.5%
河川地及び湖沼	383.0	0.8%
海浜	3.8	0.0%
海水域	490.1	1.0%
ゴルフ場	40.9	0.1%



※100m メッシュに基づき GIS で集計したものであり概算の数値

②都市計画区域

都市計画区域内の土地利用状況を見ると、都市計画区域内面積 13,901ha のうち、自然的土地利用が 11,840ha（85.2%）、都市的土地利用が 2,061ha（14.8%）となっています。

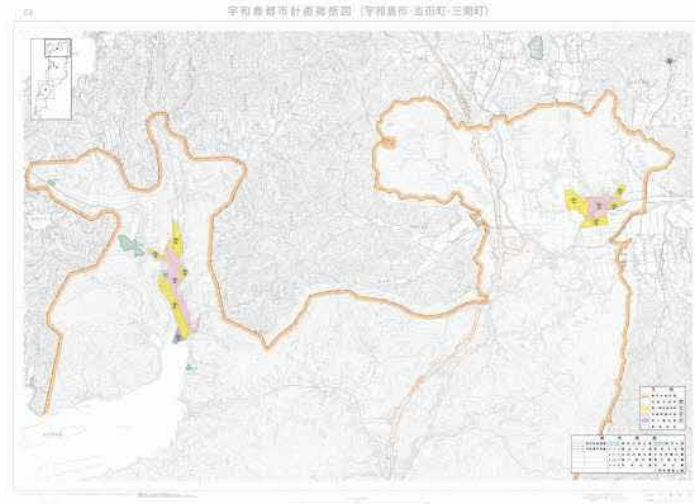


図 都市計画総括図（吉田・三間地区）

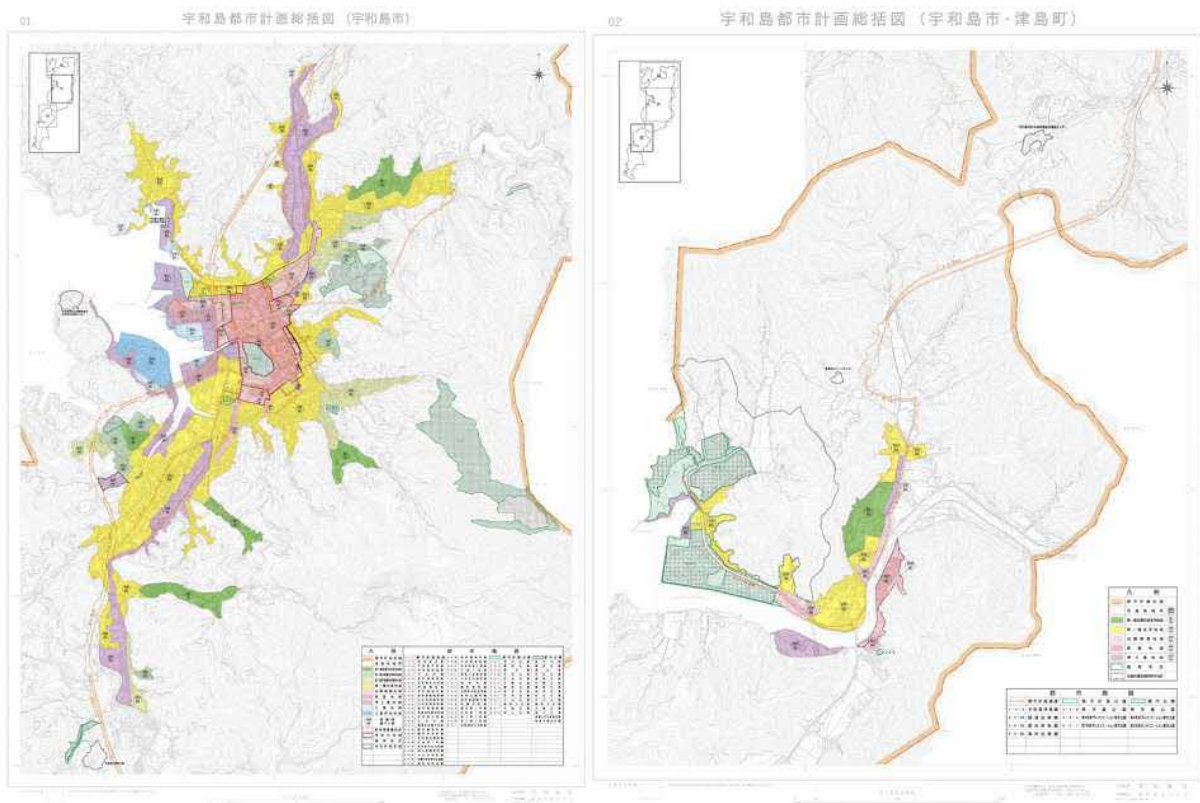


図 宇和島市の都市計画区域（左：宇和島地区、右：津島地区）

■本市の事前復興に関する課題

- 限られた平地部に建物用地が広がっている状況にあり、災害リスクへの配慮や既存のまちの構造等を踏まえながら、復興まちづくりの姿を検討することが重要

(5) 家屋の状況

①住宅の耐震化

住宅の耐震化率は68.9%（平成25年）※¹となっており、調査時期・推計方法が異なるため参考ではあるが、愛媛県の耐震化の推計の81.3%（平成30年度）※²より低くなっている。

※1：宇和島市国土強靱化地域計画より

※2：愛媛県耐震改修促進計画（令和4年3月）

②空き家等

平成27年度の本市全体の空き家数の合計は4,097件となっており、空き家率は9.5%となっています。地域別にみると、D程度の割合が最も高い地域は「三間町」となっています。

表 空家等実態把握調査

程度	宇和島市合計		旧宇和島市		吉田町		三間町		津島町	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
A	145	3.5%	97	3.8%	23	4.6%	8	2.9%	17	2.2%
B	446	10.9%	292	11.4%	55	11.1%	29	10.4%	70	9.2%
C	1,255	30.6%	873	34.1%	116	23.4%	62	22.2%	204	26.8%
D	1,985	48.5%	1,155	45.1%	261	52.6%	154	55.2%	415	54.5%
調査不可	266	6.5%	143	5.6%	41	8.3%	26	9.3%	56	7.3%
合計	4,097	100.0%	2,560	100.0%	496	100.0%	279	100.0%	762	100.0%

A：小規模の修繕により再利用が可能

B：管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない

C：管理が行き届いておらず、損傷が激しい

D：倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急性が高い

出典：宇和島市空家等対策計画

■本市の事前復興に関する課題

- 揺れにより甚大な被害が起こる可能性があり、命を守るために耐震化を進めていくことが重要
- 空き家等が増加することで、避難路の閉塞の危険性が高まる等、地域の脆弱性が顕在化することから、平時からの空き家対策等に努めることが重要
- 大規模災害が発生した際に、避難生活や生活再建の場として、安全な地域に立地する空き家・空き地等の活用を検討することが重要

(6) 道路網・公共交通等

①道路網

四国横断自動車道（松山自動車道）と宇和島道路、国道 56 号により、南北の交通軸が形成されています。現在、津島道路として愛南町の内海まで、宿毛内海道路として高知県宿毛市までを結ぶ区間が事業化されており、整備が進められています。

また、国道 320 号・378 号、主要地方道 6 路線、一般県道 25 路線等で、地域内及び地域内外を結んでいます。

②公共交通

本市の公共交通は鉄道、路線バスを中心に、コミュニティバスやデマンドタクシーなどが運行しています。

また、日振島、戸島、嘉島、三浦半島の蔦淵、遊子と宇和島新内港を結ぶ航路を運航しています。

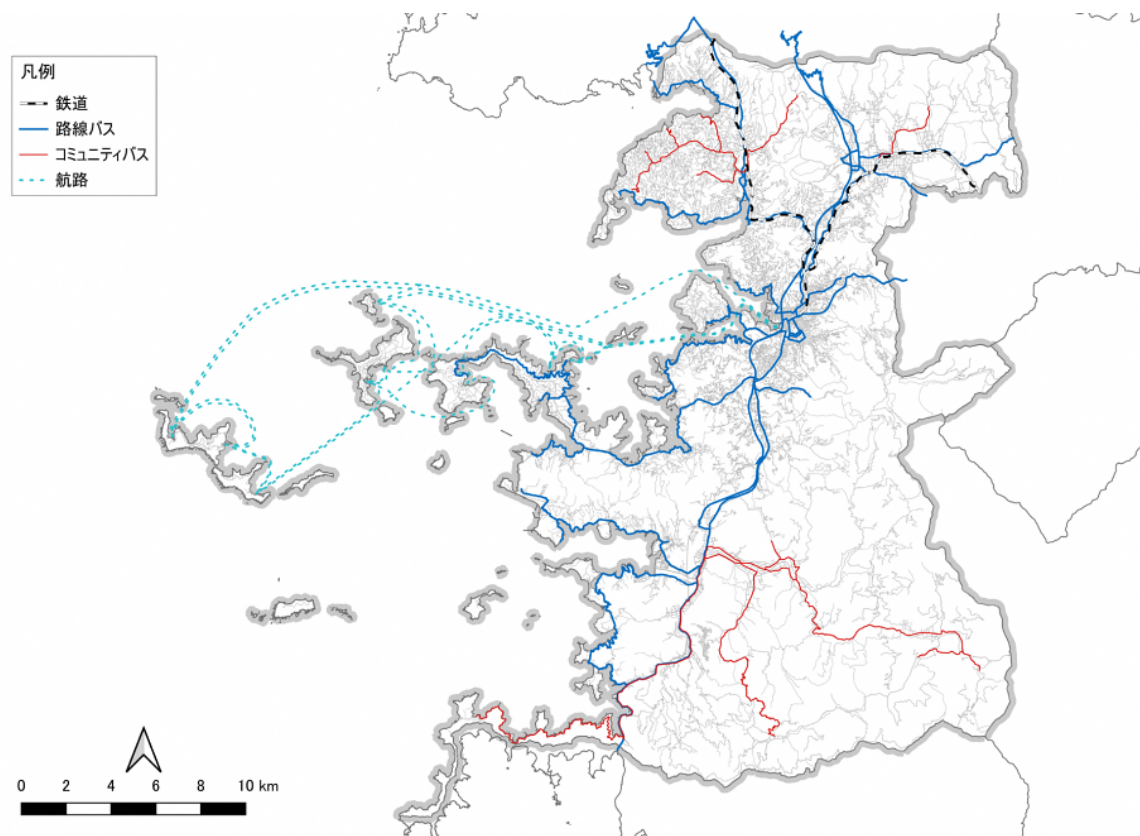


図 公共交通

出典：宇和島市地域公共交通網形成計画

■本市の事前復興に関する課題

- ▶ 南北軸は比較的充実しているものの、半島部や中山間部では、脆弱な道路網の箇所もあり、災害時における孤立対策等の検討が必要
- ▶ 平時を含め、市民の居住における利便性を確保するためには、公共交通の維持・充実が不可欠であり、災害発生後の公共交通のあり方を検討しておくことが重要

(7) 都市施設

本市の都市施設（医療、福祉、商業、子育て・教育、観光施設）の立地をみると、宇和島市街地を中心に、国道 56 号沿いや吉田町・津島町・三間町の中心部周辺に、多くの商業施設や医療施設、福祉施設などが立地しています。

宇和島市街地・吉田町・津島町の中心部は、津波災害警戒区域が広がっており、大きな被害を受ける可能性があります。

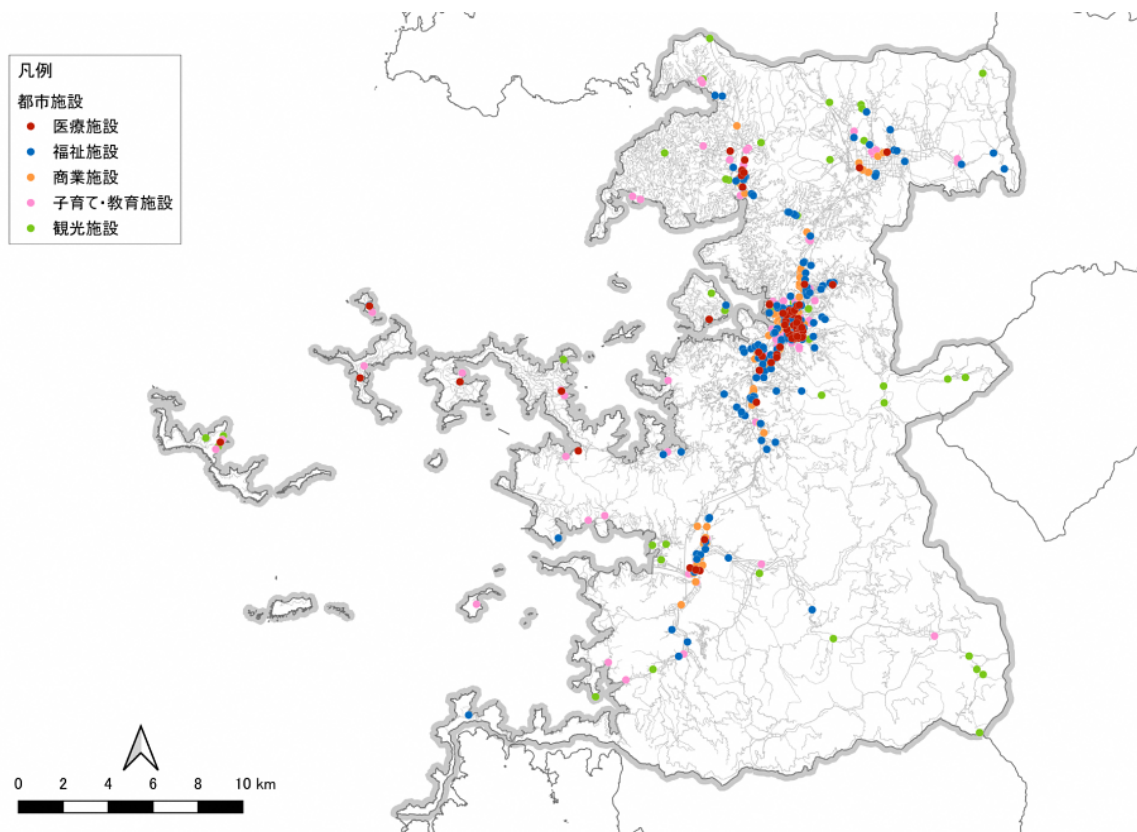


図 都市施設の分布

出典：国土数値情報、トクバイ、i タウンページ、愛媛県 HP、宇和島市 HP

■本市の事前復興に関する課題

- 多くの都市施設等が津波災害警戒区域に立地し、大規模災害時には被災する可能性があり、市民のくらしに大きな影響を与えることが懸念され、公的サービスの維持や早期復旧・復興を図るための備えが重要

2. 事前復興の取組に向けた課題の整理

上述までの現況と課題の整理を踏まえて、大規模災害が発生した際を想定した事前復興の取組に関する課題の集約整理を行います。

(1) 南予地域の中核都市としての地域活力の維持・早期復興

本市は、南予地域の中核都市として、大規模災害が発生したとしても、商業をはじめとした様々な産業の維持・早期の復興を図っていく必要があります。

(2) 人口減少下の中での地域の維持・発展

人口減少や少子高齢化等が進む中で、地域活力の低下が懸念されています。また、大規模災害が発生した際には、人口流出等に拍車がかかることが想定されます。

住む場所として選ばれ続けるように、大規模災害が発生したとしても、安全・安心な住まいの場の確保をはじめ、働く場があり、暮らしやすいまちを実現していく必要があります。

また、それぞれの地域で育まれた文化や町並み、守り続けられている自然環境など、大規模災害が発生したとしても、地域として守るべき資源などを踏まえた復興まちづくりを検討することが必要です。

(3) 働く場や雇用の維持

本市は、真珠・マダイ・ハマチ等の養殖や柑橘類の生産等に代表される第1次産業の盛んな地域ですが、大規模災害時には、産業基盤が甚大な被害を受ける可能性があります。

働く場や雇用の喪失は、人口流出に拍車をかけ、地域産業の低迷を引き起こすことから、大規模災害が発生したとしても、働く場や雇用の維持を図るとともに、市内産業の発展を促すことが必要です。

(4) 暮らしの維持

宇和島市街地をはじめ、各種の都市施設（公共施設や商業施設、医療・福祉施設等）が立地している場所は、その多くが、津波災害警戒区域にあり、津波による被害によって機能が喪失するおそれがあります。

大規模災害が発生したとしても、行政、医療・保健、福祉、子育て・教育、商業、公共交通、観光等の各種の都市施設・サービス等の維持、早期復旧を図ることが重要です。また、生活・産業等の基盤を支える道路や上下水道、電気等のライフラインの維持、早期復旧を図ることも重要です。

(5) 被災者に寄り添ったきめ細やかな支援

大規模災害が発生した際には、住まいの場の確保や生活の再建等において、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行うことができるよう、支援体制の構築等に努める必要があります。

第3章 事前復興の推進に向けた目標等

1. 事前復興の推進における基本理念

本計画は、現在のまちづくりの中で災害に強いまちづくりや速やかな復興につながるまちづくり等を推し進めるとともに、大規模災害が起きた際に、速やかな復興の実現を図るものとして、

ともに未来を描き、ともに守る、安全・安心なふるさとをわがまち

を基本理念として掲げ、未来を担う子どもたちをはじめとした地域住民と行政等がともに考え、ともに様々な取組を進めることで、大規模災害が発生したとしても安全・安心な住み続けたいまちを目指していくものとします。

また、大規模な災害が起きた後を想定した理想のまちづくりは、現在においても災害に強いまちづくりの一例であることから、今、できることとして復興事前準備の取組を進めていくものとします。

2. 事前復興における基本目標

宇和島市の事前復興に関する課題を踏まえて、「まち」、「住まい」、「暮らし」、「生業」の4つの分野による基本目標を以下のように定めます。

まちの復興

これまでのまちの歩みを活かしつつ、安全・安心なまちの形成

災害が発生したとしても命を守ることができる安全で安心して暮らせる地域づくりを実現します。また、より良いインフラ・ライフライン・都市施設の早期復旧・復興を地域の方と共に実現します。

さらに、文化・歴史、景観などの地域資源を次世代に継承するとともに、市の魅力を高め、来訪したくなる魅力づくりに努め、まちの活性化を実現します。

住まいの復興

住まいの場として選ばれるために、適切な住まいの場の確保

災害発生から復興までの期間、安全な環境で、安心して生活できる場所の確保に努め、早期の復旧・復興を地域の方と共に実現します。

くらしの復興

快適なくらしの場の実現に向けた生活環境の維持・向上

災害時においても、市民の生活に欠かせない、医療、保健、福祉、子育て、教育等の維持や早期再開等を実現します。

生業の復興

地域経済の元気と活力を生み出す生業の維持・創出

真珠・マダイの養殖や柑橘類の生産等の第1次産業をはじめとする働く場の維持や早期復旧を図るとともに、市内産業の更なる魅力の創出により、元気と活力の維持・向上を図り、引き続き、地域に住み続けられる条件整備を実現します。

3. 復興まちづくりの都市構造

(1) 復興まちづくりの土地利用

①復興まちづくりの土地利用イメージ

大規模災害が発生した際の復興まちづくりでは、現況の土地利用から大きく変える可能性があります。市民の安全・安心の確保を前提に、地域の持続的発展を図るための土地利用方針を以下のよう to 定めます。

1)防潮堤整備、河川堤防整備

- ・防潮堤や河川堤防は、比較的発生頻度の高い津波（L1津波：数十年～百数十年の頻度で発生している津波）を対象として設計。最大クラスの津波（L2津波）に対しては、住民避難を柱とした総合的な対策を実施。

2)かさ上げ

- ・津波の被害を受けない高さまで土地のかさ上げを行い、安全な住まいを確保。復興規模に応じたコンパクトなまちづくり。

3)高台移転

- ・津波の被害を受けない場所へ住宅を移転し、安全な住まいを確保。復興規模に応じたコンパクトなまちづくり。

4)居住の規制(災害危険区域の指定)

- ・建築基準法第39条の規定に基づき、住居の用に供する建築の禁止。商工業、公園、農地等としての活用。
- ・津波による浸水被害が想定される区域においては、ピロティ形式による建築物や津波避難ビルの確保。

5)多重防御

- ・防潮林や堤防道路による多重防御。

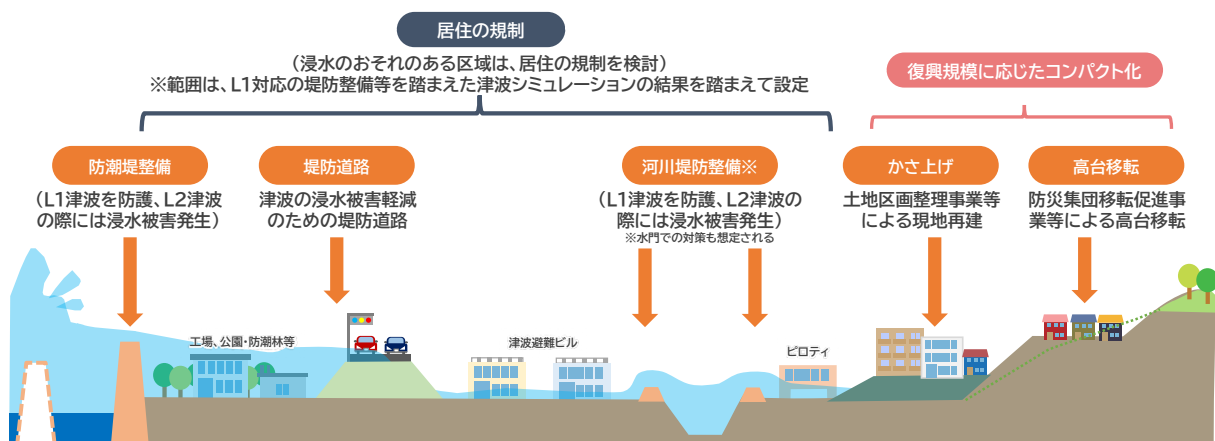


図 土地利用の考え方イメージ

②復興まちづくりの土地利用の基本方針

以下の4つの視点から、本市の土地利用の基本的な考え方の一例を示します。なお、復興まちづくりにおける基本方針として、大規模災害発生後を想定した位置付けですが、現在の市民の命を守り、災害に強いまちづくりにつながるものとして、公共施設や住まいを安全な地域へ移転を図る等の取組は、平時においても計画的に取組むものとします。

まちの復興

- ✓ 庁舎をはじめとする津波災害警戒区域内に位置する公共施設は、かさ上げや高台等への移転により、安全性を確保する。
- ✓ 新たな施設整備や公共施設の集約整備の際には、津波の浸水想定に対して、安全な場所での整備や津波に対応した構造（ピロティ形式の採用など）等を検討する。
- ✓ 多重防御等の津波対策を実施する。
- ✓ 高台等の新たなまちの形成とあわせた道路網・公共交通の確保を行う。
- ✓ 吉田、岩松の町並み等の地域の貴重な歴史・文化等の地域資源は、地域住民の心の支えとなるシンボルとして早期の再生・活用を図る。

住まいの復興

- ✓ 居住地は津波により浸水しないエリアへの配置を基本とする。その際、被害想定や市街地の立地状況等から現地再建が望ましい地域は、かさ上げや多重防御等により、安全性を確保した上で居住地とする。
- ✓ 安全な場所での住まいの確保を基本とし、必要に応じて津波に対応した構造（ピロティ形式の採用など）等を検討する。
- ✓ L1津波対応の堤防整備後において、L2津波における津波災害警戒区域は、安全性の確保の観点から居住地の制限を行うことを基本とする。
- ✓ 人口減少、少子高齢化等の動向、既存の市街地・集落の形成を踏まえながら、コンパクトなまちづくりや小規模集落等の集約も視野に入れつつ、既存コミュニティの維持・再建に配慮した復興を検討する。

くらしの復興

- ✓ 市街地のにぎわいの再建のため、きさいやロードをはじめとした既存商店街等の復興を促す。
津波災害警戒区域内での復興の際は、多重防御等の津波対策を実施する。
- ✓ 新たな施設整備の際には、津波の浸水想定に対して、安全な場所での整備や津波に対応した構造（ピロティ形式の採用など）等を検討する。
- ✓ 店舗や工場等の施設は、地域活力の維持・再建の観点から、早期復興を図る。津波浸水を許容した土地利用を検討する場合には避難対策の確保を前提とする。
- ✓ 学校や幼稚園・保育園等は、施設の統合も含めた検討の上、津波により浸水しないエリアへの配置を基本とする。
- ✓ 多くの要支援者が利用する施設は、津波により浸水しないエリアへの配置を促す。

生業の復興

- ✓ 農業・漁業集落は、命を守るために職・住の分離も視野に検討する。
- ✓ 生業と暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮して宅地や農地を配置する。
- ✓ 漁港と一体となった漁村集落は、漁港の集約も含めて配置を検討する。
- ✓ 災害危険区域の指定に伴う土地利用の促進に向け、農地としての活用も見据えた検討を行う。

(2) 復興まちづくりの都市構造

①都市構造の検討に当たっての配慮事項

海岸沿いに位置する市街地・集落の多くは、津波災害警戒区域が広がっており、甚大な被害を受ける可能性を有しています。それは、本市の拠点として人口が集積している宇和島市街地や吉田中心部、津島中心部でも起こり得る事態で、多くの市民が災害発生から復興までの期間の一時的な住まいの場を確保する必要があります。

応急期においては、津波災害警戒区域外での安全・安心な住まいの場を確保する必要があり、生活の場所が大きく変わる可能性もあります。また、復興期においても、安全・安心な住まいの場を確保するため高台への移転やかさ上げ等を検討する必要があります。

そのため、復興まちづくりの都市構造の検討に当たっては、「応急期」と「復興期」の段階的なまちの姿を示すこととします。

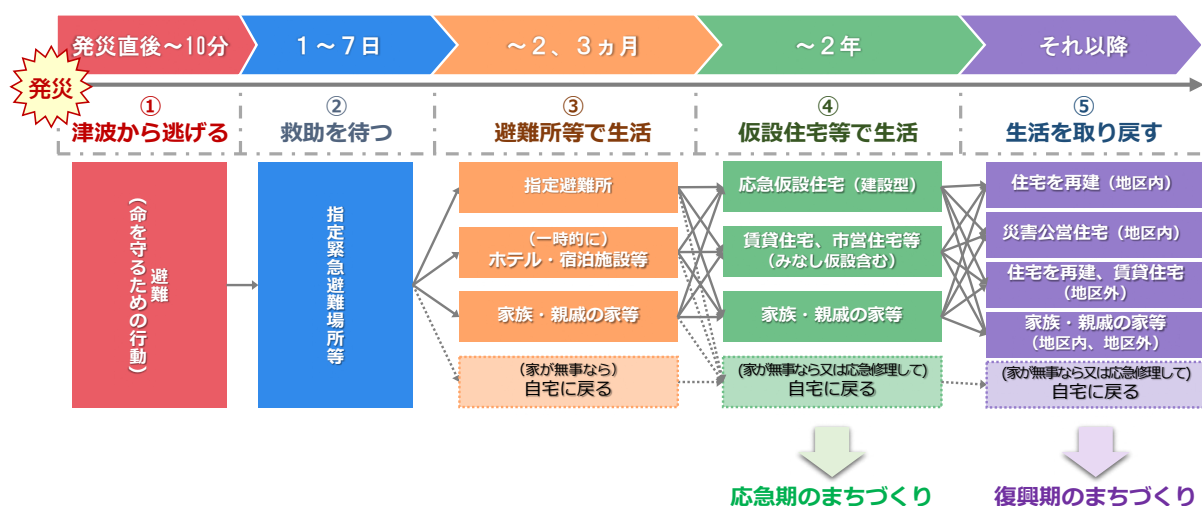


図 大規模災害発生から復興までの流れ

■応急期のまちづくりの都市構造

応急期では、宇和島市街地や吉田中心部、津島中心部をはじめとした各地域・集落が津波による被害を受け、既存の住まいの場や商業・業務等の機能、公共施設等が喪失し、仮設住宅や仮設の施設等の確保が必要となります。

そのような中で、津波により甚大な被害を受けた地域から、津波被害を免れた地域や津波災害警戒区域外等の地域へ、住まいや商業・業務、公共施設等の機能移転を行います。

1) 拠点の復興

復興推進 中心拠点 (宇和島市街地)	○市の復興を推進する中心拠点 - 各種都市機能や住まいの場が一時的に喪失したとしても、市及び四国西南地域の中核を担う市街地としての復興を見据えた拠点機能の維持 - 丸山公園等の活用や復興支援拠点となる三間中心部との連携のもと、各種機能の移転や再建
復興推進 生活拠点 (吉田中心部、津島中心部)	○地域の復興を牽引する復興推進地域拠点 - 各種の公共施設や商業施設、住まいの場が一時的に喪失したとしても、各地域の生活拠点としての復興を見据えた拠点機能の維持 - 地域内の津波災害警戒区域外や周辺の安全地域への各種機能の移転や再建
復興支援拠点 (三間中心部)	○宇和島市街地と連携した拠点の形成 宇和島市街地が大規模な被害を受けた際には、津波被害のおそれのない三間中心部が担う役割は大きく、宇和島市街地と連携した拠点の形成

2) エリアの復興

吉田・津島沿岸部 半島部 島しょ部	○他地域での暮らしを見据えた応急期の生活 津波による被害の状況によっては、応急期は他地域での生活を強いられる可能性があることを踏まえた集落等の維持
中山間地域	○津波に対して安全な地域としての役割の発揮 - 中山間地域等においても家屋倒壊や土砂災害等による被害の発生が懸念される中で、持続的な集落等としての復興 - 津波に対して安全な地域として、甚大な被害を受けた集落等の住民の受入

3) ネットワークの復興

道路・公共交通網	○応急期の暮らしを支える道路・公共交通網の確保 ・四国横断自動車道や国道 56 号等の幹線道路から、県道や市道等の段階的な道路網、JR 四国等の早期再開を図り、市民生活や産業活動等を支えるネットワークの形成 ・各地域・集落と応急期における暮らしの場を結ぶ公共交通網の確保
海上交通網	○復興中心拠点等とのネットワークの強化 ・宇和島市街地（中心拠点）と宇和海の離島（日振島、戸島、嘉島）・半島部（蔭淵地区、遊子地区）を結ぶ海上交通は、それぞれの地域住民の生活を支える基盤であり、応急期における移動を支える基盤としての維持・運行

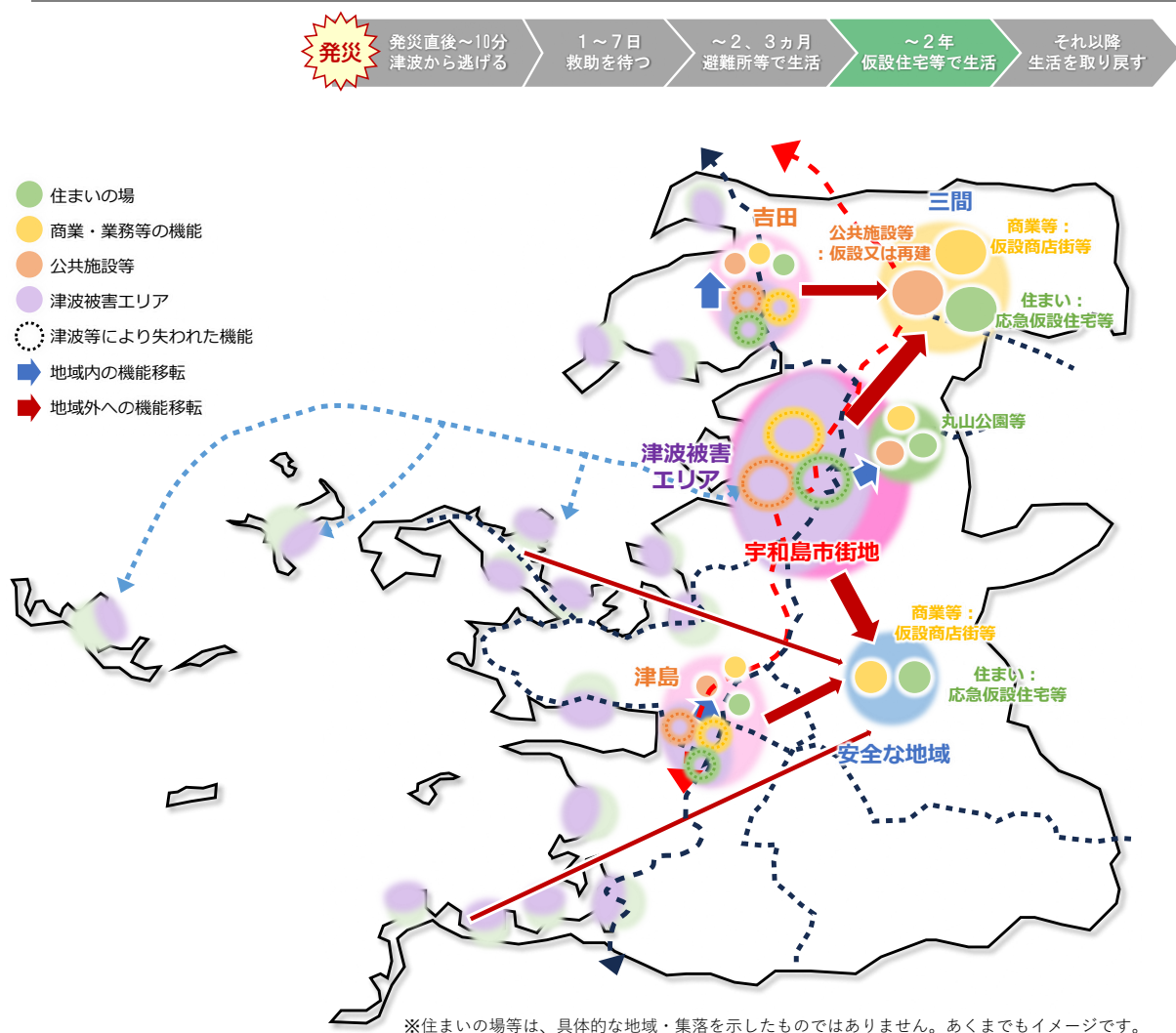


図 応急期のまちづくり都市構造図

■復興期のまちづくりの都市構造

大規模災害が発生した際の復興まちづくりでは、地域の持続的発展を目指し、市の中核を担う中心市街地や各生活拠点の充実等を図ります。

1) 拠点の復興

復興中心拠点 (宇和島市街地)	○市の中核を担う中心市街地としての復興 ・各種都市機能の再建や商業をはじめとした産業拠点としての復興を図り、市及び四国西南地域の中核を担う市街地としての復興 ・利便性の高い市街地の復興とあわせた、安全・安心な住まいの場の確保
復興生活拠点 (吉田中心部、津島中心部)	○地域の生活拠点としての復興 ・安全・安心な住まいの場の確保とあわせて、各種行政機能等の再建を図り、地域の生活拠点としての復興 ・歴史的な町並みやそれぞれの地域で育まれてきた文化等の保存・再興を図り、地域住民のふるさととしての復興
復興生活拠点 (三間中心部)	○宇和島市街地と連携した拠点の形成 ・宇和島市街地が大規模な被害を受けた際には、津波被害のおそれのない三間中心部が担う役割は大きく、宇和島市街地と連携した拠点の強化

2) エリアの復興

吉田・津島沿岸部 半島部 島しょ部	○くらしと生業の両立した集落等の復興 ・沿岸部・半島部、島しょ部等に点在する漁業集落は、くらしと生業の両立した集落としての復興 ・人口減少や第1次産業の担い手不足等の課題を踏まえつつ、適切な規模での集落等の再建 ・沿岸部の斜面に広がる果樹園等の農業基盤、宇和島市街地等の沿岸部に広がる産業集積、各地域の資源を活かしたレクリエーション施設等の地域特性に応じた再建
中山間地域	○持続的な集落等の復興 ・中山間地域等においても家屋倒壊や土砂災害等による被害の発生が懸念される中で、持続的な集落等としての復興 ・農林業をはじめとした産業基盤の再建を図り、住み続けることができるまちとしての再建

3) ネットワークの復興

道路・公共交通網	○市民生活や産業活動等を支えるネットワークの再建・強化 ・四国横断自動車道や国道 56 号等の幹線道路から、県道や市道等の段階的な道路網の再編整備を図り、市民生活や産業活動等を支えるネットワークの形成 ・復興まちづくりにおける主要施設の再編等を踏まえ、公共交通事業者と連携した公共交通ネットワークの維持・再編 ・JR 宇和島駅とバスターミナルの連携強化を図り、公共交通の利便性の高いまちの形成 ・復興を図った市内の円滑な移動を支える新たな公共交通等の導入を検討
海上交通網	○復興中心拠点等とのネットワークの強化 ・宇和島市街地（中心拠点）と宇和海の離島（日振島、戸島、嘉島）・半島部（蔭淵地区、遊子地区）を結ぶ海上交通は、それぞれの地域住民の生活を支える基盤であり、復興状況に応じた再編

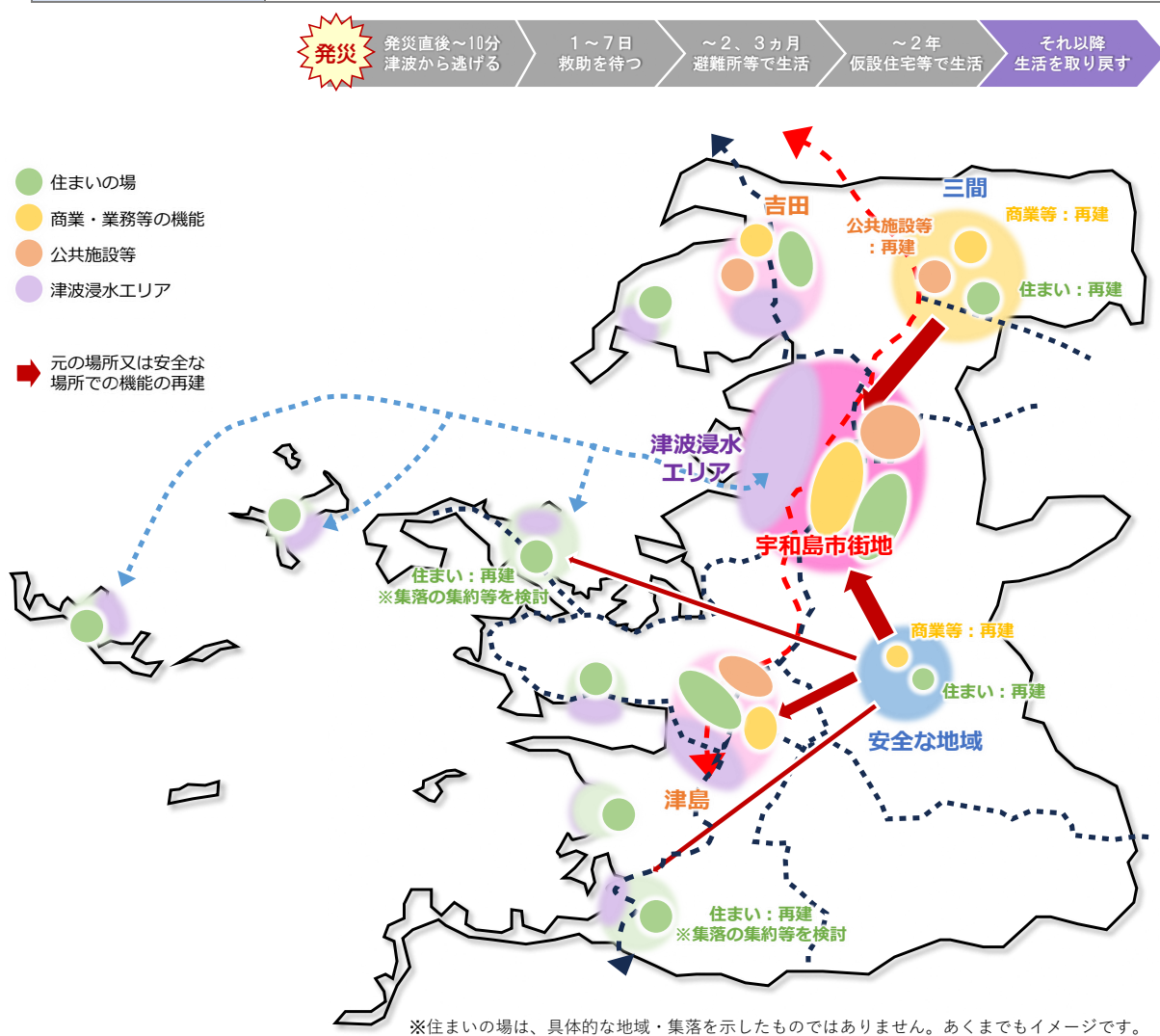


図 復興まちづくりの都市構造図

第4章 復興方針

1. 復興方針の体系

大規模災害時における本市の復興に向けた方針の体系を以下のように定めます。

柱	復興方針	復興方針の内容
まちの復興	方針1 迅速かつ適切な復興の実現	① 復興体制等の整備 ② 復興計画・復興まちづくり計画の速やかな策定
	方針2 安心・安全なまちづくりの形成に向けた公共土木施設等の整備	① 速やかな被害状況の確認と応急対策等の推進 ② 海岸保全施設等の整備
	方針3 道路機能等の早期回復とまちづくりの骨格となる道路網等の整備	① 速やかな道路啓開の実施 ② 復興まちづくりの骨格となる道路網の整備 ③ J Rの早期・復旧・復興 ④ 港湾施設の早期復旧・復興
	方針4 市民生活等を支えるライフラインの早期復旧・復興	① ライフライン（水道・下水道等）の早期復旧・復興 ② ライフライン（電気・ガス・電話）の早期復旧・復興
	方針5 市民の移動を支える公共交通の維持、早期復旧・復興	① 公共交通の維持、早期復旧・復興 ② 航路の維持、早期復旧・復興
	方針6 公園・緑地の復旧・復興	① 災害時における公園等の適切な利活用 ② 良好な生活環境の形成に資する公園・緑地の整備
	方針7 地域の歴史や文化を語り継ぐ文化財・町並み等の保存・継承	① 文化財等の修復・保存 ② 歴史的な町並み等の維持・復興
	方針8 早期の復興に向けた廃棄物処理及び遺体の措置等	① 災害廃棄物の迅速かつ適切な処理 ② 損壊家屋等の早期の撤去 ③ 遺体の措置、行方不明者の搜索等
住まいの復興	方針1 命を守るための対策の推進	① 確実な避難の実現
	方針2 速やかな被害状況等の把握ときめ細やかな支援	① 被災状況・被災者情報の管理
	方針3 住まいを失った被災者に対する切れ目のない住まいの確保	① 避難所の開設及び運営 ② 緊急の住宅確保 ③ 応急仮設住宅等の速やかな確保 ④ 恒久的な住宅の速やかな確保
	方針4 住まいの場として選ばれる市街地・集落の復興	① 安全・安心な居住空間の確保 ② 復興事業の計画的な推進
くらしの復興	方針1 公的及び公共性の高いサービスの持続的な提供	① 行政サービスの維持・早期再開 ② 医療の持続的な提供 ③ 保健対策の推進 ④ 福祉サービスの維持 ⑤ 消防・防犯対策の推進
	方針2 子どもたちの心を支える保育・教育等の早期再開	① 保育等の維持・早期再開 ② 学校教育等の維持・早期再開 ③ 文化活動等の維持・早期再開
	方針3 被災者へのきめ細やかな支援	① 被災者の経済的支援 ② 被災者のお困りごとに対応する様々な支援
生業の復興	方針1 南予の中核都市としてまちのにぎわいの復興	① 賑わいの場の再建・創出 ② 各商業地の特性に応じた再建・復興 ③ 工場や地場産業等の維持・再建 ④ 土地利用計画とあわせた企業誘致等による新たな雇用の場の創出
	方針2 宇和島市の基幹産業である農林水産業の復旧・復興	① 農地・果樹園、農道等の再生 ② 林業・林道等の再生 ③ 漁港・関連施設等の復旧
	方針3 観光産業の早期再建による地域の活性化	① 観光施設等の早期再建・復旧 ② 新たな交流人口等の確保

図 復興方針の体系

2. 復興方針

それぞれの項目ごとの復興方針として、「復興を実現するための課題」を整理し、「平時から実施すべきこと（復興事前準備）」と「被災後に必要な取組（被災後の実施事項）」の整理を行います。

「復興事前準備」とは、起こりうる被害を想定し、被害からの円滑かつ速やかな復興に向けた準備として、防災・減災対策との両立を図りながら推進していくものです。

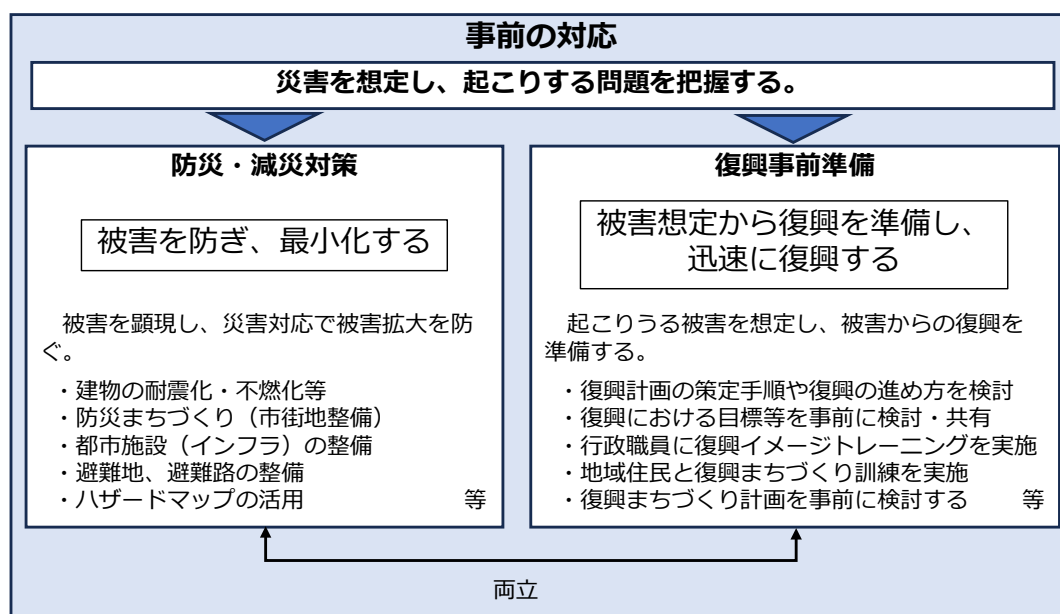


図 復興事前準備の位置付け

参照：事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省 2023年7月）

2-1. まちの復興

これまでのまちの歩みを活かしつつ、安全・安心なまちの形成

災害が発生したとしても命を守ることができる安全で安心して暮らせる地域づくりを実現します。また、より良いインフラ・ライフライン・都市施設の早期復旧・復興を地域の方と共に実現します。

さらに、文化・歴史、景観などの地域資源を次世代に継承するとともに、市の魅力を高め、来訪したくなる魅力づくりに努め、まちの活性化を実現します。

方針1 迅速かつ適切な復興の実現

大規模災害が発生したとしても、市外への市民の流出を防ぎ、住み続けたいまちとして選ばれるまちづくりを目指します。

①復興体制等の整備



復興を実現するための課題

○大規模災害後の混乱

- ・大規模災害発生後、職員は、様々な応急・復旧、復興等の業務に携わらなくてはならない事態が想定
- ・災害からの復旧・復興等の経験が少ない職員が対応しなくてはならない事態が想定
- ・災害が起こった際は、冷静な判断や行動が困難な状況となることが想定

○庁舎の被災・津波浸水

- ・市役所本庁や各支所が津波による浸水被害により機能不全に陥る事態が想定

○情報伝達手段の被災

- ・現在のLGWAN（総合行政ネットワーク）が被災した際には、情報伝達が困難になる事態が想定

復興事前準備

○事前復興計画に関する職員の理解促進

- ・復興プロセス等の理解を深めるための職員トレーニング等の実施

○行政施設の機能強化

- ・災害対応の拠点となる公共施設等の高台移転の検討
- ・津波災害警戒区域内に立地する公共施設の津波対策の推進
- ・安全な地域への機能分散の検討

○各地域の防災拠点の整備

- ・災害発生から復興までの活動を支える防災拠点の整備推進

○庁内の通信環境の強化

- ・衛星通信等の整備をはじめ、複数の情報伝達手段（無線・有線等）の確保

○情報共有体制の構築

- ・情報が錯綜することが想定され、各種情報の一元管理に向けた、情報共有体制の構築
- ・発災直後は、デジタルが使用できない状況が生じることを踏まえた備えの検討

○防災・復興を担う人材育成

- ・迅速な復旧・復興の実現に向けた、住民の事前復興に関する知識向上に向けたワークショップや講演会等の開催
- ・小学校から中学校、高等学校における事前復興に関する防災教育の実施

被災後の実施事項

■復興体制の構築

- ・災害発生後、速やかな復興体制（災害対策本部から災害復興本部への移行、復興担当課の設置、庁内人員調整、外部支援の受入や中間支援組織等との連携等）の構築
- ・冗長化された通信手段の確保

②復興計画・復興まちづくり計画の速やかな策定



復興を実現するための課題

○大規模災害後の混乱

- ・職員は、応急・復旧対応等に忙殺され、復興計画等の策定に手が回らない事態が想定
- ・市民が避難生活等をおくる中で、市外等での生活も想定され、住民の再建意向の把握や合意形成等が困難になる事態

復興事前準備

○事前復興計画及び事前復興まちづくり計画の策定

- ・大規模災害が発生したとしても、迅速かつ円滑、適切な復興の実現に向け、事前復興計画及び事前復興まちづくり計画の策定
- ・計画策定を通じて、大規模災害発生時における庁内及び外部の検討組織体制の構築

被災後の実施事項

■復興計画及び復興まちづくり計画の策定

- ・災害発生後、速やかに復興計画・復興まちづくり計画の策定
- ・復興計画や復興まちづくり計画の策定においては、アンケート調査や地域ワークショップ等による市民の適切な意向の把握

方針2 安全・安心なまちづくりの形成に向けた公共土木施設等の整備

二次災害等による被害の拡大を防止するとともに、安全・安心なまちづくりの基盤となる公共土木施設※の復旧・復興に努めます。

①速やかな被害状況の確認と応急対策等の推進



復興を実現するための課題

○二次災害等のおそれ

- ・公共土木施設※が被災した後に、大雨等が発生した場合は、二次災害等の発生が懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○地元建設事業者等との連携 ・災害時における被害状況の調査や応急・復旧工事に関する地元建設事業者との協定の締結	■応急・復旧対策 ・大規模災害発生後の余震や大雨等による二次災害等を防止するため、公共土木施設（土砂災害対策、洪水対策、津波・高潮対策等）の被災状況の把握と適切な応急・復旧対策の実施 ・二次災害等の発生防止に向けた周知・啓発の実施

※公共土木施設：土砂災害対策、洪水対策、津波・高潮対策等

②海岸保全施設等の整備



復興を実現するための課題

○二次災害等のおそれ

- ・南海トラフ巨大地震が発生した際には、地盤沈降等が想定され、高潮等による二次災害の発生が懸念

○L1津波に対応した海岸堤防の整備

- ・L1津波に対応した海岸堤防整備は期間や費用を要する
- ・海岸堤防整備は、漁業活動や景観、生活環境等に大きな影響を与えることから住民合意に時間を要すおそれ
- ・漁業者が被災し、担い手不足となるおそれ

○L1津波とL2津波

- ・L1津波に対応した防潮堤の整備を行ったとしても、L2津波が発生した際には津波による浸水被害が発生
- ・L2津波によって浸水被害を受ける区域は、災害危険区域の指定等により、住居に供する建築物の建築に関する制限が必要

復興事前準備

○海岸堤防等の整備促進

- ・南海トラフ地震による津波からの被害軽減に向け、海岸堤防等の整備促進

○被災後の海岸堤防等の整備方針の事前検討

- ・L1津波に対応した海岸堤防の整備は、漁業活動や景観、生活環境等に多大な影響を与えることから、市民意向等も踏まえながら事前に整備方針等の検討や住民合意の取組の推進

○災害危険区域等に関する住民への周知・啓発

- ・復興まちづくりにおける防潮堤の整備とあわせて、災害危険区域の指定等により建築物の建築に関する制限を行うことの住民への周知

被災後の実施事項

■海岸堤防等の整備促進

- ・防潮堤の整備は、復興まちづくりの根幹となることから、県等と連携しながら速やかな整備方針等の検討
- ・整備方針の検討に当たっては、漁業者の事業の継続意向等を踏まえた検討
- ・整備方針に基づく海岸保全施設等の整備

■災害危険区域の指定の検討等

- ・災害危険区域の指定等により建築物の建築に関する制限を行うことの住民への周知

方針3 道路機能等の早期回復とまちづくりの骨格となる道路網等の整備

道路は、まちづくりの骨格となるものであり、復興まちづくりとの整合を図りながら、適切な整備に努めます。

また、道路・鉄道及び港湾施設は、災害発生後直後における救援・救助活動や物資輸送、応急・復旧活動等を支える基盤であり、早期の機能復旧等に努めます。

①速やかな道路啓開の実施



復興を実現するための課題

○道路閉塞による復興の遅れ

- ・道路閉塞によって、人・物の動きが阻害されることで復興の遅れ
- ・沿岸部や中山間地域等は道路網が脆弱であり各集落の孤立のおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○災害に強い道路ネットワークの形成 ・四国8の字ネットワークをはじめとした道路ネットワークの整備 ○地元建設事業者等との連携 ・道路啓開計画に関する地元建設事業者との協定の締結 ・大規模災害後においても建設機械や資機材等が確保できるための備え ・四国広域道路啓開計画や愛媛県道路啓開計画等に基づく体制の強化 ○橋梁及びトンネル等の維持管理 ・長寿命化計画に基づき、橋梁及びトンネルの適切な維持管理	■道路啓開 ・関係機関との連携のもと、四国広域道路啓開計画（R5.3更新）及び愛媛県道路啓開計画（H29.3）、愛媛県道路啓開作業実施手順書（R2.3）に基づき、緊急輸送道路を主体とする道路ネットワークの早期確保 ・四国広域道路啓開計画において、「三間IC」と「道の駅みま」が集結拠点の候補地として位置付けられており、適切な機能の維持・発揮

②復興まちづくりの骨格となる道路網の整備



復興を実現するための課題

○復興事業にあわせた道路整備

- ・高台移転やかさ上げ等とあわせた道路整備が不可欠

○復興事業の遅れ

- ・地元建設業者の人手不足により、復興に時間を要す
- ・国道、県道が優先的に整備され、市道等の整備が遅れることが懸念

復興事前準備

○事前復興まちづくり計画の策定

- ・大規模災害が発生したとしても、迅速かつ円滑、適切な復興の実現に向け、事前復興まちづくり計画の策定

○地元建設事業者等との連携

- ・復興事業等に関する地元建設業者との協定の締結

○道路の改修、維持管理

- ・狭あい道路の拡幅や擁壁・道路法面等の整備、適正な維持管理を通じて、災害時の被害抑制

被災後の実施事項

■道路の復旧

- ・復興まちづくり計画や復興事業との整合を図りながら、国道・県道・市道の計画的な整備
- ・二線堤としての役割等も含めた道路整備の検討
- ・面的な復興事業（土地区画整理事業等）による安全で通行しやすい道路整備

③JRの早期復旧・復興



復興を実現するための課題

○JRの維持

- ・JR 予讃線・予土線の終着駅として重要な役割を担っており、線路が被災した際には、多くの利用者に影響が生じる
- ・災害により人口減少が進むことで、JRの利用者が低迷し、維持が困難となるおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○地域の貴重な交通手段としての維持 ・線路が被災した際の一時的な代替交通手段の確保に向けた事前検討 ○関係機関と連携した災害対応能力の向上 ・JR が実施している防災訓練等をはじめ、関係機関が連携した訓練の実施	■JRの復旧・復興 ・地域の貴重な移動手段として、JR の早期復旧・復興の促進 ・復興まちづくり計画や復興事業との整合を図った復興方法等の検討

④港湾施設の早期復旧・復興



復興を実現するための課題

○被災者支援・産業等の停滞

- ・港湾機能の損傷や機能回復が遅れることで、被災者支援及び地域産業等の停滞が懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○港湾施設の整備更新 ・老朽化している港湾施設の修繕等による機能回復・長寿命化	■港湾施設の復旧・復興 ・地域の産業を支える港湾施設（宇和島港、玉津港、岩松港、吉田港）が被災した際には、速やかな航路啓開と復旧・復興

方針4 市民生活等を支えるライフラインの早期復旧・復興

水道や下水道、電気、ガス・電話等のライフラインは、市民生活や産業活動を支える重要な基盤であり、関係機関との連携のもと早期復旧・復興に努めます。

①ライフライン(水道・下水道等)の早期復旧・復興



復興を実現するための課題

○水道の早期復旧

- ・耐震性のない管路が多く、海岸沿いの管路が長いので、復旧に時間を要す
- ・ポンプ場・浄水場等の復旧には電力の復旧が不可欠

○下水道の早期復旧

- ・耐震性のない管路が多く、復旧に時間を要す

○復興事業にあわせたライフラインの整備

- ・高台移転やかさ上げ等とあわせた水道や下水道等の整備が不可欠

復興事前準備

○水道施設の整備推進による災害に強い水道の構築

- ・水道施設および管路の耐震化等老朽化対策や耐震性貯水槽等の整備
- ・水道施設が被災した際の応急給水に迅速に対応できる体制整備
- ・水道の供給停止に備えた災害応急用井戸の登録促進

○下水道施設の整備推進

- ・下水処理場やポンプ場、下水管渠の耐震化・耐水化
- ・避難所等へ簡易トイレや仮設トイレ等を迅速に供給できる体制整備

○災害時の対応に向けた事業者等との連携

- ・施設や管理の復旧に必要な物資や人材の確保に向けた民間事業者等との協定の締結

○市民や地域での備え

- ・水道やトイレが使用できない事態に備えた自助・共助による備蓄

被災後の実施事項

■ライフラインの確保に向けた応急対応

- ・水道や下水道、合併浄化槽等のライフラインは、市民生活に不可欠な基盤であることから、復旧までの応急給水対応
- ・避難所や応急仮設住宅等の生活の場に応じた適切な対応

■ライフラインの復旧・復興

- ・復興まちづくり計画や復興事業等との整合を図りながら、災害防止対策を踏まえた水道や下水道、合併浄化槽等の計画的な整備

②ライフライン(電気・ガス・通信)の早期復旧・復興



復興を実現するための課題

○復興事業にあわせたライフラインの整備

- ・高台移転やかさ上げ等とあわせた電気・ガス・通信等の整備促進が不可欠

復興事前準備	被災後の実施事項
○各ライフライン事業者等との連携 ・各ライフライン事業者における施設や設備の耐震化等の防災対策の促進 ・災害時の応急・復旧等に関する協定の締結 ○非常用発電機等の整備・充実 ・指定避難所となる学校施設の体育館等への非常用発電機の整備	■ライフラインの確保に向けた応急対応 ・電力、ガス、通信等のライフラインは、市民生活に不可欠な基盤であることから、民間事業者等と連携を図りながら復旧までの応急対応 ・避難所や応急仮設住宅等の生活の場に応じた適切な対応 ■ライフラインの復旧・復興 ・復興まちづくり計画や復興事業等との整合を図りながら、電気、ガス、通信等の計画的な整備

方針5 市民の移動を支える公共交通の維持、早期復旧・復興

公共交通は、市民生活や産業活動を支える重要な基盤であり、早期の復旧・復興に努めます。

本市の特性として、5つの有人島（九島、嘉島、戸島、日振島、竹ヶ島）があり、このうち、嘉島、戸島、日振島の3つの離島と2つの半島部（蔣淵地区、遊子地区）には、旅客定期航路事業者による定期航路が運行されており、災害発生時の移動手段としての維持・早期復旧を図ります。

①公共交通の維持、早期復旧・復興



復興を実現するための課題

○公共交通が維持できなくなることで生活利便性の低下

- ・被災により、公共交通が維持できなくなることで、生活利便性が低下し、人口流出等のおそれ
- ・高台移転等による住まいの場が変わることにあわせて、公共交通の再編が不可欠
- ・線路が被災した場合には、JR 予讃線・予土線が利用できなくなり、移動が困難となるおそれ

○人口減少に伴う公共交通利用者の低迷等

- ・災害により人口減少が進むことで、公共交通の利用者が低迷し、公共交通の維持が困難となるおそれ

復興事前準備

○地域公共交通計画の策定

- ・地域公共交通計画の策定と計画に基づく公共交通の維持、利用促進
- ・道路啓開の状況等に関する道路管理者と交通事業者等との情報共有体制の構築
- ・多様な公共交通の維持・充実に向け、戸島地区の地域モビリティ実証実験等の取組の推進
- ・地域の活性化や観光客の利便性向上等につながる新たなモビリティの導入に向けた検討

○応急期における公共交通のあり方の事前検討

- ・応急仮設住宅の配置等に応じた公共交通網の形成に向けた事前検討
- ・線路が被災した際の一時的な代替交通手段の確保に向けた事前検討

被災後の実施事項

■公共交通の維持、再開

- ・高齢化が進む中で、公共交通は市民の貴重な移動手段であり、災害が発生した際にも、鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー、航路の早期再開
- ・道路啓開の状況等に関する道路管理者と交通事業者等との情報共有
- ・JR が被災した際の代替手段の確保と市民等への周知

■公共交通の再編

- ・災害発生からの時間経過に応じて、避難所や応急仮設住宅などの住まいや医療・介護等の場の変化に応じた公共交通の構築

復興事前準備	被災後の実施事項
○災害に強い公共交通の運行ルートを整備 ・運行ルート等の道路整備（拡幅や道路法面对策等）の推進	・安全な場所・施設での応急教育の実施にあわせた公共交通（スクールバス等）の構築 ・復興まちづくり計画や復興事業等との整合を図りながら、利便性の高い公共交通網の計画的な維持、構築

②航路の維持、早期復旧・復興



復興を実現するための課題

○航路が維持できなくなることで生活利便性の低下

- ・航路のみで結ばれている離島（嘉島、戸島、日振島、竹ヶ島）や半島部で、航路が維持されなくなることで、生活利便性の低下のおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○地域公共交通計画の策定 ・地域公共交通計画の策定と計画に基づく公共交通の維持 ・事業者（盛運汽船）との大規模災害時における運行維持に向けた調整機会等の確保 ○応急期における航路の維持に向けた事前検討 ・離島・半島部等では、応急期の生活の場が、安全な地域での生活となる可能性があり、応急期の生活の場と離島・半島を結ぶ航路の確保に向けた事前検討	■航路の復旧・復興 ・航路のみで結ばれている離島については、航路啓開や港の早期復旧等により、速やかな移動手段の確保 ・半島部（蔦淵や遊子地区等）は、津波災害時には道路でのアクセスが困難になると想定され、航路での早期アクセス手段の確保

方針6 公園・緑地の復旧・復興

災害時における様々な活動拠点としての活用が想定される公園については、その機能の発揮を図ります。

復興まちづくりの検討に当たっては、良好な生活環境の確保に向け、公園・緑地の適切な配置に努めます。

①災害時における公園等の適切な利活用

②良好な生活環境の形成に資する公園・緑地の整備



復興を実現するための課題

○復興事業にあわせた公園・緑地の整備

- ・防災拠点となる公園・緑地の整備が不可欠

復興事前準備	被災後の実施事項
○公園等の防災機能の充実 ・防災拠点となる公園等の整備・充実、適正な維持管理 ・応急仮設住宅の建設候補地等として活用可能な公園・緑地等の整理 ○防災拠点となる公園等へのアクセス強化 ・広域的な防災拠点となる丸山公園等へのアクセス道路の強化	■災害対応の拠点としての活用 ・愛媛県広域防災拠点施設の進出・活動拠点として位置付けられている丸山公園をはじめ、災害時における公園等の活用 ■公園・緑地の整備 ・復興まちづくりと整合を図りながら、市民生活の潤いや憩いの場として、公園・緑地の適正な配置 ・災害危険区域の指定に応じて、防災拠点として活用できる新たな公園・緑地の整備

方針7 地域の歴史や文化を語り継ぐ文化財・町並み等の保存・継承

災害が発生したとしても、地域の歴史や文化を語り継ぐ文化財等の伝承を図ります。

①文化財等の修復・保存



復興を実現するための課題

○伝統や文化の喪失

- ・災害により文化財等が失われることで、地域の誇りである伝統や文化等の喪失につながるおそれ

復興事前準備

○文化財等の適切な把握、保管

- ・民間の個人が所有している文化財等も含め、把握・リスト化、適切な管理
- ・津波災害警戒区域内で保管している文化財や資料等については、津波災害警戒区域外への避難やデジタル化

○文化施設等の維持・更新

- ・耐震化が未実施な施設の耐震化

○修復等に関する技術の向上

- ・学芸員の修復技術等の向上
- ・関係団体等との連携強化

○地域に根付いた祭り等の継承

- ・後継者の育成
- ・祭りの保存、伝承に向けた記録等の管理

被災後の実施事項

■文化財等の保存・継承

- ・文化財等が被災した際には、二次災害のおそれや、対策の遅れによる損傷・劣化を防ぐため、適切な保管や速やかな修復

■地域に根付いた祭り等の継承

- ・地域に根付いた祭り等の再開

②歴史的な町並み等の維持・復興



復興を実現するための課題

○生活者の意向

- ・被害の状況によっては、再建をあきらめる状況になり、町並みの再建が困難になる事態

復興事前準備

○町並みの保存と災害に強いまちづくり

- ・重要伝統的建造物群保存地区に選定された津島町岩松地区等の町並み、重要文化的景観に選定された遊子水荷浦の段畑をはじめとする歴史的、文化的に重要な町並みの保存と災害に強いまちづくりの検討
- ・空家除却とあわせたオープンスペースや避難路の確保
- ・被害を受けたとしても、住民が戻ってくるための町並み再建の事前検討
- ・町並み等との整合を図りながら、平時及び避難生活や応急期等に活用可能な施設の整備検討

○町並み保存団体等との連携

- ・町並みの保存活動等に取り組む団体等との連携強化
- ・団体等との連携のもと、大規模災害時の対応に関する事前検討

○支援制度等の理解と周知

- ・町並み保存等の復旧・復興に関する各種の支援制度の理解と所有者等への情報発信

被災後の実施事項

■町並みの再建

- ・重要伝統的建造物群保存地区に選定された津島町岩松地区等の町並み、重要文化的景観に選定された遊子水荷浦の段畑は、適切な再建を促進
- ・歴史的な町並み等を残すため、建造物所有者等に寄り添った支援や安全性を高める対策の検討

方針8 早期の復興に向けた廃棄物処理及び遺体の措置等

ガレキ等が堆積している町並みは、地域住民の復旧・復興に対する意欲を減衰させるとともに、復旧・復興の取組の支障となることから、速やかな災害廃棄物処理等に努めます。

また、早期の復興に向け、行方不明者の搜索や適切な遺体の措置に努めます。

①災害廃棄物の迅速かつ適切な処理

②損壊家屋等の早期の撤去



復興を実現するための課題

○仮置場の選定における課題

- ・大量の災害廃棄物の発生が懸念される
- ・災害廃棄物の仮置場と応急仮設住宅の候補地等が重複するおそれ

○災害廃棄物処理の遅れによる復興の遅れ

- ・災害廃棄物処理の遅れが復興の遅れにつながるおそれ
- ・災害廃棄物が残ることで、住民の復興に対する機運停滞のおそれ

復興事前準備

○廃棄物処理体制の事前検討

- ・災害廃棄物処理に関する各種マニュアル等の策定
- ・災害時における災害廃棄物等の処理に関する協定の締結
- ・公費解体・撤去に関するマニュアルの作成

○仮置場となる場所の事前検討

- ・仮置場の候補地の選定
- ・仮置場へのアクセス路の確認
- ・仮置場のレイアウトの検討
- ・仮置場での分別ルール の周知

被災後の実施事項

■災害廃棄物の迅速かつ適切な処理

- ・災害廃棄物の仮置場等の速やかな確保
- ・県や周辺市町との連携のもと、災害廃棄物の適切な処理体制の構築

■損壊家屋等の早期の撤去

- ・倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物の速やかな撤去（公費解体・撤去）

③遺体の措置、行方不明者の搜索等



復興を実現するための課題

○遺体の措置の遅れ、行方不明者が見つからないことで復興の遅れ

- ・ 遺体の措置の遅れが復興の遅れにつながるおそれ
- ・ 行方不明者が見つからないことで、住民の復興に対する機運停滞のおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○遺体検案・安置所、仮埋葬となる場所の事前検討 ・ 遺体検案・安置所、仮埋葬の候補地の選定 ○遺体検案等の体制の構築 ・ 遺体検案等に関する警察との連携体制の構築 ○遺体の措置に関する備え ・ 遺体の火葬・埋葬・保管に係る資機材、搬送に関する関係団体との調整 ○各種手順、手続き等の内容整理 ・ 遺体の搜索から引き渡し、火葬等に至るまでの手順や必要な手続きに関するマニュアルの作成	■遺体の措置 ・ 大規模災害により行方不明又は死亡者が発生した場合に、搜索、遺体の措置、火葬・仮埋葬の的確かつ迅速な実施 ・ 遺体安置所の設置 ・ 仮埋葬の実施 ・ 遺体検案と死亡届の発行

2-2. 住まいの復興

住まいの場として選ばれ続けるために、適切な住まいの場の確保

災害発生から復興までの期間、安全な環境で、安心して生活できる場所の確保に努め、早期の復旧・復興を地域の方と共に実現します。

方針1 命を守るための対策の推進

大規模災害が発生したとしても、確実な避難の実現を図り、指定緊急避難場所での一時滞在や避難所生活等の時間経過に応じた適切な備えに取り組みます。

① 確実な避難の実現



復興を実現するための課題

○ 命を守る対策の推進

- ・ 家屋の耐震化がなされていない建物や空家等が数多く存在し、対策が急務

復興事前準備	被災後の実施事項
○安全・安心な住まいの実現に向けた周知・啓発 ・ 危険ブロック塀の除去に関する啓発、支援 ・ 家具固定の啓発、支援 ・ 倒壊リスクの軽減に向けた、耐震リフォーム等に関する啓発、支援 ・ 地震火災への備え ○避難経路や緊急避難場所等の整備 ・ 自主防災組織等と連携を図りながら、避難路の整備や通行安全確保のためのブロック塀等の除却・建て替えの促進 ・ 指定緊急避難場所の備蓄倉庫の整備と計画的な備蓄 ○避難訓練の実施 ・ 地震、津波を想定した避難訓練の実施	■再度被害を受けないための避難経路や避難場所等の整備 ・ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生したとしても、命を守るための条件整備

方針2 速やかな被害状況等の把握ときめ細やかな支援

大規模な災害により被害を受けた被災者の方が、速やかに日常生活を取り戻すことができるよう、速やかな被災状況の把握を図るとともに、再建までの継続的な支援に努めます。

①被災状況・被災者情報の管理



復興を実現するための課題

○被害状況の適切な把握

- ・応急・復旧、復興の検討の基礎情報となる被災状況の速やかかつ適切な把握が不可欠
- ・応急危険度判定等には、多くの人員等が必要

○被災者支援の基盤となるり災証明等

- ・災害発生後の混乱下の中で、被災者支援の基盤となるり災証明の速やかな発行等が必要

復興事前準備

○応急危険度判定士等の育成

- ・愛媛県との連携のもと、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士」等の育成・確保

○A I やドローン等を活用した迅速な調査体制の強化

- ・A I やドローン等を活用し、被災状況の速やかな把握に向けた体制の強化

○り災証明の発行訓練等の実施

- ・災害時に速やかなり災証明が発行できるように、関係機関等と連携した訓練の実施

○効率的な支援システムの構築

- ・被災者台帳に基づく生活再建支援システムの構築
- ・調査業務や申請業務におけるデジタル化の検討

被災後の実施事項

■被災状況・被災者情報の収集・整理

- ・応急危険度判定等の実施からり災証明の発行までの速やかな実施
- ・被災者台帳等の適切な更新・管理とあわせて、庁内での情報共有体制の構築
- ・A I やドローン等を活用した、被災状況の速やかな把握

方針3 住まいを失った被災者に対する切れ目のない住まいの確保

住まいを失った住民は、避難所・応急仮設住宅等での生活を強いられることになります。これが長期化することで、市外への流出などにつながるものが懸念されます。

そのため、災害により住まいを失った被災者に対して、復興までの間の住まいの場を適切に確保します。

①避難所の開設及び運営



復興を実現するための課題

○避難所生活の長期化

- ・避難所生活が長期化することで、避難者の疲弊や災害関連死の発生等が懸念
- ・広域避難者の所在地等の情報収集および生活支援方や情報提供が困難となるおそれ

復興事前準備

○避難所の充実・環境整備

- ・指定避難所の充実や環境整備

○新たな避難所の確保

- ・避難所が不足している地域における新たな避難所の確保に向けた検討（遊休公共施設、トレーラーハウスやキャンピングカー等の活用）
- ・南海トラフ地震の特性を踏まえ、沿岸地域において、被災者を受け入れる安全な施設の確保

○避難所運営体制の強化

- ・住民主体の避難所運営マニュアル（福祉避難所を含む）の作成
- ・避難所マニュアルに基づく、避難所開設・運営訓練の定期的な実施
- ・調査業務や申請業務におけるデジタル化の検討

○支援物資等の配分および輸送手段の検討

- ・避難所に限らず、在宅・車中泊避難者等へのきめ細やかな支援物資の配分・輸送方法等の検討

○広域避難者の情報収集体制の検討

- ・市外に避難した住民の情報管理方法の事前検討
- ・広域避難者に対して必要な情報の提供手段や再建意向の把握方法等の事前検討

被災後の実施事項

■避難所の確保

- ・災害発生からの一定期間の避難生活の場として、避難所の開設と運営体制の整備
- ・協定を締結している事業者等との連携のもと、トレーラーハウス等を含む多様な手段による避難所の確保

■支援物資等の配分および輸送手段の確保

- ・避難所に限らず、在宅・車中泊避難者等へのきめ細やかな支援物資の配分・輸送

■広域避難者の情報収集体制の構築

- ・市外に避難した住民の情報管理
- ・広域避難者に対して必要な情報の提供および再建意向の把握

②緊急の住宅確保



復興を実現するための課題

○速やかな住まいの確保

- ・被災した家屋のうち、応急修理で対応可能な家屋は、速やかな対応が必要
- ・応急修理を要する家屋が多くなることが想定され、大工等の人員確保が必要

復興事前準備

○応急修理等の制度の理解促進

- ・職員及び市民に対して、家屋の応急修理を実施した人は、応急仮設住宅への入居が困難になる等の制度の理解促進

○各種団体・協会等との連携体制の検討

- ・有事の際の人員確保に向けた各種団体との連携体制の構築

被災後の実施事項

■住宅の応急修理

- ・災害により被害を受けた住宅の応急修理への支援
- ・一般社団法人愛媛県中小建築業協会との情報共有
- ・大工等の人材確保

③ 応急仮設住宅等の速やかな確保



復興を実現するための課題

○ 応急仮設住宅の確保の遅れ

- ・ 応急仮設住宅の確保の遅れは、避難所生活等の長期化となり、結果として人口流出等につながるおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○ 建設型応急仮設住宅の速やかな確保に向けた条件整備 ・ 民有地の活用等も含めた必要戸数や建設候補地等の事前検討 ・ 安全な地域での生活確保に向け、地域ワークショップ等を通じた建設候補地の抽出 ・ 民有地の建設候補地等における地権者等との事前相談 ・ 地域コミュニティや各地域の仮設住宅の過不足を踏まえた供給計画の検討 ・ 応急仮設住宅の基本整備レイアウトの検討 ○ 賃貸型応急仮設住宅の速やかな確保に向けた体制の整備 ・ 市営住宅等の空き住戸の使用に向けた手続き等の事前検討 ・ 民間賃貸住宅の関係団体との協定の締結 ○ 避難生活・応急期の生活に対応できる施設整備の検討 ・ 避難生活や応急期の生活において、活用可能な施設整備の検討（遊休公共施設、トレーラーハウス等の活用） ○ 広域避難者の情報収集体制の検討 ・ 市外に避難した住民の情報管理方法の事前検討 ・ 広域避難者に対して必要な情報の提供手段や再建意向の把握方法等の事前検討	■ 応急仮設住宅の確保 ・ 県との連携のもと、速やかな建設型応急仮設住宅の確保 ・ 公営住宅や民間賃貸住宅等の活用による賃貸型応急仮設住宅の確保 ・ 安全な他の地域での生活をおくるため、他地域の応急仮設等への入居となることの説明、理解を得る ・ 応急仮設住宅の建設地として、民有地の地権者との交渉、契約 ・ 広域避難者への対応

④恒久的な住宅の速やかな確保



復興を実現するための課題

○恒久的な住宅の確保の遅れ

- ・恒久的な住宅の確保の遅れは、結果として人口流出等につながるおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○事前復興まちづくり計画の策定 ・速やかな復興の実現に向け、被災後のまちづくりの姿の事前検討 ・災害公営住宅の整備候補地の検討 ○既存住宅地の活用に向けた空家・空地の把握 ・空家・空地の事前把握や所有者等の意向把握 ○住まいの再建に関する支援制度の整理 ・被災者生活再建支援制度や住宅金融公庫等による融資制度等の理解 ○地震保険への加入促進 ・市民に対し地震保険への加入促進に関する啓発	■恒久的な住宅の確保 ・被災者の意向等も踏まえた、災害公営住宅の整備 ■既存住宅地における空家・空地の活用 ・津波災害警戒区域外の安全な既存住宅地の空家・空地等を利用した住まいの再建 ■住宅の再建への支援 ・復興まちづくり事業を踏まえた恒久的な住宅の確保に向けた被災者生活再建支援（災害ケースマネジメント）の実施

方針4 住まいの場として選ばれる市街地・集落の復興

再度、災害が発生したとしても、人命を守ることを大前提とした、安全・安心な住まいの場の形成を図り、住まいの場として選ばれるまちの復興を図ります。

①安全・安心な住まいの場の確保



復興を実現するための課題

○無秩序な復興への懸念

- ・無秩序な建築等が行われた場合、復興事業等への多大な影響が懸念
- ・新たな災害リスクの周知等が不可欠

復興事前準備	被災後の実施事項
○建築制限等の制度の理解 ・一時的な建築制限や災害危険区域等の制度の理解 ・市民に対して、建築制限等に関する制度の事前周知 ・事前（現段階）の災害危険区域の指定に関する検討 ○安全な地域への緩やかな住まいの移行 ・立地適正化計画等に基づき、安全な地域への誘導 ○自主防災組織、防災士等と連携した防災啓発活動の実施 ・防災出前講座、防災士ブラッシュアップ研修等の防災啓発活動の実施	■建築制限等の実施 ・建築制限の実施と住民への周知・啓発 ■新たな災害リスクの周知等 ・防潮堤等の整備後の国・県の被害想定等を踏まえたハザードマップの作成

②復興事業の計画的な推進



復興を実現するための課題

○復興事業の遅れ

- ・復興事業が遅れることで、人口流出や地域活力等の低下が懸念
- ・平野の大部分が津波浸水想定区域内に位置し、甚大な被害が生じるおそれ

復興事前準備

○事前復興まちづくり計画の策定

- ・速やかな復興の実現に向け、被災後のまちづくりの姿の事前検討

○地籍調査等の推進

- ・地籍調査の実施や所有者不明土地の解消

○高台整備候補地等の事前検討

- ・事前復興まちづくり計画の作成等を通じて、高台およびかさ上げの整備候補地等の事前検討
- ・農用地等が候補となることも想定され、農地法に基づく手続き等の理解
- ・高台の候補地等の地権者や関係住民との話し合いの場の確保

被災後の実施事項

■復興事業の推進

- ・地域住民との合意形成を図りながら、高台移転や現地再建（かさ上げ）等の復興事業の推進
- ・復興事業の推進に当たり、地籍調査の実施や所有者不明土地の解消
- ・堤防整備や多重防御等により、安全な住宅地の確保

■災害危険区域の指定の検討

- ・防潮堤等の整備方針に基づく整備後においても、津波による浸水被害のおそれがある区域について、災害危険区域としての指定の検討

2-3. 暮らしの復興

快適な暮らしの場の実現に向けた生活環境の維持・向上

災害時においても、市民の生活に欠かせない、医療、保健、福祉、子育て、教育等の維持や早期再開等を実現します。

方針1 公的及び公共性の高いサービスの持続的な提供

大規模災害時には、市民の生活を支える医療や福祉施設など、生活する上で必要な施設が利用できなくなることが想定されます。

災害が発生したとしても、医療・保健、福祉等の継続が図られることを目指すとともに、施設等が被災した際の早期再開・復旧等に努めます。

①行政サービスの維持・早期再開



復興を実現するための課題

○庁舎の被災・津波浸水

- ・市役所本庁や各支所が津波による浸水被害により機能不全に陥る事態が想定

復興事前準備	被災後の実施事項
○行政施設の機能強化 ・災害対応の拠点となる公共施設等の高台移転の検討 ・津波災害警戒区域内に立地する公共施設の津波対策の推進 ・復旧・復興の拠点となる防災拠点施設の整備検討（宇和島市街地、津島地域等） ○安全な地域の応急期における復興支援拠点としての機能強化 ・安全な地域への機能分散（公共施設の事前移転）の検討 ・甚大な被害を受けたとしても行政サービスの維持・継続を図るために安全な地域を復興拠点としての活用 ○業務継続計画等に基づく体制強化 ・業務継続計画、受援計画等の理解や計画に基づく訓練の実施	■行政サービスの維持、早期再開 ・代替施設の活用による窓口業務等の行政サービスの維持・早期再開 ・安全な地域等との連携による公共施設の早期復旧・再建 ・議会の再開 ・選挙態勢の早期整備 ・受援体制の確保

②医療の持続的な提供



復興を実現するための課題

○医療機能の喪失・停滞

- ・医療機能が喪失することで、市民の生活に対する不安感が高まる
- ・医療機能が停滞することで、災害関連死等につながる懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○医療施設の事前移転等の検討 ・災害リスクの高い場所にある医療施設等については、施設管理者や利用者等の意向も踏まえながら、安全な高台等への移転等を検討 ○スムーズな医療提供体制の検討 ・通常診療と災害医療の住み分けの事前確認（リストの作成） ・支援する側の人手不足が想定されることから、医療機関との連携体制の構築	■地域医療の維持、早期再建 ・医療施設等の復旧・再建 ・公的施設・民間施設等の連携のもと、地域医療の維持・継続 ・避難所や応急仮設住宅の配置等を踏まえ、仮設診療所の設置や巡回診療所等の設置を検討 ・避難所での健康維持に向けた、巡回診療の実施や健康状態に関する情報共有

③保健対策の推進



復興を実現するための課題

○保健機能の喪失・停滞

- ・保健機能が喪失・停滞することで、市民の健康状態の悪化等が懸念

○被災者へのきめ細やかな支援

- ・相談員の不足により、被災者へのきめ細やかな支援が届かないことが懸念
- ・災害関連死の増加等につながる懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○支援体制の強化 ・支援する側の人手不足が想定されることから、各種の団体等との連携 ・支援が可能な有資格者の把握	■被災地での保健対策 ・被災地や避難所等における感染症対策等の実施 ・被災者の健康の維持や心のケア等の実施

④福祉サービスの維持



復興を実現するための課題

○福祉機能の喪失・停滞

- ・福祉機能が喪失することで、支援が必要な人の疲弊や災害関連死の発生等が懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○福祉施設の事前移転等の検討 ・災害リスクの高い場所にある福祉施設等については、施設管理者や利用者等の意向も踏まえながら、安全な高台等への移転促進 ○介護支援体制の強化 ・被災後の状況を踏まえ、地域での支援体制の継続に向けた、各種団体との連携 ・事業者間の連携等を高め、災害時においても支援が可能となる体制の整備 ・個別避難計画の策定	■福祉サービスの維持、早期再開 ・福祉施設等の復旧・再建 ・施設入所者及び在宅の要配慮者等の適切な支援 ・福祉避難所の開設

⑤消防・防犯対策の推進



復興を実現するための課題

○治安等の悪化

- ・大規模災害後は、空き巣や性犯罪などが発生するおそれ
- ・一時的な消防力の低下のおそれ

復興事前準備	被災後の実施事項
○消防防災施設の整備推進 ・消防庁舎等の耐震化や老朽化した施設の更新 ○地域防災力の向上 ・消防団・自主防災組織等との連携体制の構築 ○一人ひとりの意識高揚 ・避難生活時の留意事項や防犯対策グッズの準備等に関する啓発	■消防力の維持、早期再建 ・大規模災害発生時は、一時的に消防力が低下するため、消防力の早期回復と安定的な活動体制の確立 ■治安の維持 ・治安の悪化等が生じないように、地域防犯力の維持 ・警察と連携した防犯対策の実施

方針2 子どもたちの心を支える保育・教育等の早期再開

大規模災害時において、学校等の早期再開は、児童・生徒の心の支えになると考えられます。災害が発生したとしても、早期の保育・教育の再開が図られることを目指すとともに、施設等が被災した際の早期再開・復旧等に努めます。

①保育等の維持・早期再開



復興を実現するための課題

○保育等の再開の遅れ

- ・保育等の再開が遅れることで、子どもを持つ親たちのストレスや職場復帰の遅れ等につながる
ことが懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○事前復興教育の実施 ・継続的な地震・津波に関する避難訓練の実施 ○保育施設の事前移転等の検討 ・災害リスクの高い場所にある子育て施設等については、施設管理者や利用者等の意向も踏まえながら、安全な高台等への移転等を検討 ○災害時における保育等の継続に向けた検討 ・被災するおそれのある保育園・幼稚園・こども園等について、被災した場合の子どもたちの保育等の継続に向けた受入施設や方法等の事前検討	■保育の維持、早期再開 ・大規模災害発生時においても、公的施設・民間施設等の連携のもと、保育等の早期再開 ・保育施設等の被災状況等に応じて、応急仮設園舎の確保や民間施設の利用等を検討 ・保育士・幼稚園教諭等の確保 ■保育施設の再建 ・施設等の再建に当たっては、新たなまちづくりとの整合を図りながら、安全な高台等への移転・集約等を検討

②学校教育等の維持・早期再開



復興を実現するための課題

○学校教育の再開の遅れ

- ・学校教育の再開が遅れることで、子どもを持つ親たちの教育の遅れ等に対する心配につながる
ことが懸念

復興事前準備

○事前復興教育の実施

- ・大規模災害に備えて、未来を担う子どもたちへの事前復興教育の実施（事前復興教育プロジェクト）
- ・高等学校の取組等を通じて、防災意識の高揚
- ・継続的な地震・津波に関する避難訓練の実施

○教育施設の事前移転等の検討

- ・災害リスクの高い場所にある教育施設等については、施設管理者や利用者等の意向も踏まえながら、安全な高台等への移転等を検討

○災害時における学校教育等の継続に向けた検討

- ・被災するおそれのある小中学校等について、被災した場合の児童・生徒の教育等の継続に向けた受入施設・方法等の事前検討
- ・通学時の交通手段（スクールバス等）の確保に向けた事前検討
- ・安全な場所にある学校施設との連携方法などの検討
- ・避難所または応急仮設住宅の建設候補地である学校における教育再開と避難者の生活の場の適切な棲み分けに向けた検討

被災後の実施事項

■教育の維持、早期再開

- ・教育の早期再開に向け、学校施設の被災状況等に応じて、応急仮設校舎の確保や民間施設の利用等を検討
- ・学校の防犯対策等による安全確保
- ・学校給食の早期再開
- ・教材、スクールバス等の確保
- ・教員の確保
- ・教育の継続にむけた、避難者の協力体制の構築

■教育施設の再建

- ・災害リスクの高い場所にある施設等については、施設管理者や利用者等の意向も踏まえながら、安全な高台等への移転・集約等を検討

③文化活動等の維持・早期再開



復興を実現するための課題

○被災者へのきめ細やかな支援

- ・文化的活動が停滞することで、市民の心身の疲弊が懸念

復興事前準備

○避難生活時等における文化活動の継続に向けた周知

- ・避難所や応急仮設住宅の確保の際に、多目的室等を確保することの周知
- ・文化施設が被災した際の代替施設の事前検討

被災後の実施事項

■文化活動等の維持・再開

- ・市民の文化活動や学習活動の場となる公民館等の文化施設の早期復旧・再建
- ・避難から復興までの期間を通じて、文化活動にふれあう機会の確保により生活の質の維持
- ・市民への活動の再開の周知

方針3 被災者へのきめ細やかな支援

災害発生から復興までの期間、被災者への経済的な支援をはじめ、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援に努めます。

①被災者への経済的支援



復興を実現するための課題

○被災者のきめ細やかな支援

- ・生活や住まいの再建のためには、経済的な支援が不可欠

復興事前準備	被災後の実施事項
○義援金等の受入体制の準備 ・金融機関での口座開設等の手続き ・周知方法・募金箱など設置場所の検討 ・配分委員会等の設置から被災者への交付までの手順の検討	■被災者への経済的支援 ・支援体制の整備 ・経済的に大きな影響を受けた被災者に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給や、災害援護資金や生活福祉資金の貸付、税の減免等の経済的な支援制度の周知・啓発 ・ふるさと納税による寄付金の募集

②被災者のお困りごとに対応する様々な支援



復興を実現するための課題

○被災者へのきめ細やかな支援

- ・災害発生から被災者へのきめ細やかな支援が行われないことで、様々な困難に直面することが想定

復興事前準備	被災後の実施事項
○事前のボランティア体制の検討 ・社会福祉協議会等の関係機関との協議・調整による役割分担の検討 ○市民協働のまちづくりの推進 ・中間支援組織やボランティア団体の育成 ○被災者の支援の役割を担う社会福祉協議会等の防災対策の促進 ・被災者支援の中核となる社会福祉協議会等の施設が津波災害警戒区域にあることから防災対策の促進 ○大学等の研究機関と連携した支援の事前検討 ・災害研究等を実施している大学との連携	■被災者へのきめ細やかな支援 ・ボランティアセンターの立ち上げ ・被災者の心身の疲弊が想定され、相談窓口の設置やNPO・ボランティアと連携した多様な支援 ・被災者のニーズをリアルタイムに把握し、市内外の支援者等へ発信する体制の構築（情報共有会議の開催） ・市内外で避難生活等をおくる被災者等のニーズ把握と適切な情報発信 ・大学等と連携した支援の実施

2-4. 生業の復興

地域経済の元気と活力を生み出す生業の維持・創出

真珠・マダイの養殖や柑橘類の生産等の第1次産業をはじめとする働く場の維持や早期復旧を図るとともに、市内産業の更なる魅力の創出により、元気と活力の維持・向上を図り、引き続き、地域に住み続けられる条件整備を実現します。

方針1 南予の中核都市としてまちのにぎわいの復興

南予の中核都市として、商業の中心地となっている本市の特性から、本市の復興が、南予地方の活性化を担っているとの認識のもと、商工業の再建を図り、まちのにぎわい再生に努めます。

また、大規模災害が発生してまちが甚大な被害を受けたとしても、本市で住み続けるためには、働く場があることが重要であり、既存の企業の再建や新たな雇用創出等を図ります。

①にぎわいの場の再建・創出

②各商業地の特性に応じた再建・復興

③工場や地場産業等の維持・再建



復興を実現するための課題

○都市の衰退

- ・南予の中核都市である本市の産業が停滞することで、県内の経済が停滞することが懸念

○働く場の確保

- ・被災者を含めた市民の働く場の喪失による収入の減少が懸念

○刻々と変化するニーズ

- ・災害発生から復興までの期間において、事業者の意向が変化することが想定される

○担い手不足等への拍車

- ・現在においても、商店街の空き店舗が多くあり、さらなる空き店舗等の発生が懸念
- ・被災により、商業者等の事業継続意向が失われ、担い手不足等に拍車がかかることが懸念

復興事前準備

○被災した事業者の支援制度に関する理解

- ・ グループ補助金等の大規模災害発生時における補助事業等に関する支援体制の構築
- ・ 補助金や税の減免などの各種支援策の理解と周知

○事業者の支援を行う体制の事前検討

- ・ 各段階におけるニーズを関係者間で共有できる体制の検討

○事業継続に向けた支援の事前検討

- ・ 商工会等との復興方法等に関する事前の意見交換等の実施
- ・ 事業所等が被災した際の復旧までの期間における物流等の確保・検討
- ・ ふるさと納税やEC マーケティング等を活用した新たな販売手段の確保・検討

○市の活力やにぎわいを生み出す商店街等の活性化

- ・ 現状の商店街等における担い手確保や空き店舗の解消等
- ・ 多様な世代が集い・交わる空間の確保

○事業者の支援の役割を担う商工会議所・商工会等の防災対策の促進

- ・ 津波災害警戒区域にある商工会議所・商工会等の施設の防災対策の促進

被災後の実施事項

■にぎわいの場の再建・創出

- ・ 事業継続を促すため応急仮設店舗や仮設商店街、仮設事業所等の確保
- ・ 復興まちづくりと整合を図り、商店街等の再建や復興時のにぎわい拠点の形成の検討
- ・ 事業の再開に向けた各種の支援（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）
- ・ 商業施設等の集約の検討

■各商業地の特性に応じた再建・復興

- ・ 各商業地の特性や商業者の意向等を踏まえながら再建方法の検討
- ・ 災害危険区域の周知
- ・ 担い手の確保（移住者等を含む）
- ・ 復興に応じた広報の実施

■工場や地場産業等の維持・再建

- ・ 仮設の事業所の確保や物流ルート of 早期復旧等、産業活動の維持に向けた支援

④土地利用計画とあわせた企業誘致等による新たな雇用の場の創出



復興を実現するための課題

○低未利用地等の発生

- ・災害危険区域の指定等により、多くの低未利用地等の発生することによる雇用の減少が懸念

復興事前準備

○事前復興まちづくり計画の策定

- ・事前復興まちづくり計画の検討において、災害危険区域の指定等に伴う低未利用地の活用方法の事前検討

被災後の実施事項

■雇用の場の創出

- ・既存企業の復興
- ・災害危険区域の指定等に伴い生じる低未利用地の活用に向け、新たな企業誘致等の検討

方針2 宇和島市の基幹産業である農林水産業の復旧・復興

本市の基幹産業である第1次産業や豊富な地域産品を守るため、農地・農道、樹園地・林地・林道、漁港・関連施設の早期復旧・復興を図ります。

なお、第1次産業は、担い手不足等の課題を抱えていることから、魅力の向上等に努めます。

①農地・果樹園、農道等の再生



復興を実現するための課題

○農業従事者の減少

- ・農地・農業用施設等が被災することで、復旧までに期間・費用等を要し、農業の継続をあきらめる人の増加による農業の衰退が懸念

復興事前準備	被災後の実施事項
○農業の持続に向けた検討 ・安全な場所にある放棄された農地など農業の継続に活用可能な候補地の確認 ・関係者との連携体制の構築 ○農業者への支援制度に関する理解 ・大規模災害発生時からの復旧・復興における補助事業等に関する支援体制の構築 ・農業の再開に向けた各種の支援制度等の周知 ○被害の軽減に向けた取組の実施 ・災害に強い農地、農業施設、農道等の整備 ○農業景観の維持・活用 ・来訪者の確保等を通じて、災害時に協力者となるファンづくり ・速やかな復旧・復興に向け、資機材の確保や石積み等の技術の継承	■災害復旧事業等 ・津波により塩害被害を受けた農地の除塩作業をはじめ、農地・農業用施設の災害復旧事業の実施 ・集出荷施設や設備の復旧等による流通体制の早期復旧 ・農業者の意向等を踏まえながら、農地の集約等を図った上での復旧 ■農業の継続に向けた支援 ・担い手の確保（移住者等含む） ・営農再開に向けた各種の支援（相談窓口、資金的な支援の情報提供等） ・復興状況に応じた広報の実施

②林業・林道等の再生



復興を実現するための課題

○林業従事者の減少

- ・林地・林道等が被災することで、復旧までに期間・費用等を要し、林業の継続をあきらめる人の増加による林業の衰退が懸念

復興事前準備

○林業従事者への支援制度に関する理解

- ・大規模災害発生時からの復旧・復興における補助事業等に関する支援体制の構築
- ・林業の再開に向けた各種の支援制度等の周知

被災後の実施事項

■災害復旧事業等

- ・二次被害の拡大防止のための緊急対策をはじめ、災害復旧事業の実施
- ・林業の再開に向けた各種の支援体制の構築（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）
- ・施設等の復旧・復興

■林業の継続に向けた支援

- ・担い手の確保（移住者含む）
- ・復興状況に応じた広報の実施

③漁港・関連施設等の復旧



復興を実現するための課題

○漁業従事者の減少

- ・漁港や漁業用施設、漁船等が被災することで、復旧までに期間・費用等を要し、漁業の継続をあきらめる人の増加による漁業の衰退が懸念

復興事前準備

○漁業の早期再建に向けた事前の検討

- ・漁業集落等においては、生業と住まいが密接であり、集落の状況に応じた復興方法の事前検討
- ・漁業者・漁協等の関係機関との連携体制の構築
- ・被災を受けなかった地域からの資機材の提供方法の事前検討
- ・漁港の集約を見据えた検討

○漁業者への支援制度に関する理解

- ・大規模災害発生時からの復旧・復興における補助事業等に関する支援体制の構築
- ・水産業者との復興方法等に関する意見交換の実施
- ・漁業の再開に向けた各種の支援制度等の周知

○漁船所有者への漁船保険の加入に関する啓発

- ・漁船保険への加入に関する周知・啓発

被災後の実施事項

■災害復旧事業等

- ・漁港の被害状況の把握、関連機関と連携した漁場の掃海等
- ・堤防の整備とあわせた漁港の復旧
- ・漁業者の意向や担い手の状況等を踏まえながら、漁港の集約・統合等を図った上での復興
- ・漁船や養殖いかだ、漁業用共同利用施設等の被害状況の把握と復旧に向けた支援の実施
- ・集出荷施設や設備の復旧等による流通体制の早期復旧・復興

■漁業の継続に向けた支援

- ・漁業の再開に向けた各種の支援体制の構築（相談窓口、資金的な支援の情報提供等）
- ・担い手の確保（移住者等含む）
- ・復興状況に応じた広報の実施

方針3 観光産業の早期再建による地域の活性化

本市には、山々と宇和海に包まれた豊かな自然資源や、宇和島城や天赦園に代表される歴史資源、全国的に有名な闘牛、うわじま牛鬼まつり等のイベント、きさいや広場や道の駅みま等の施設など、有形・無形の観光・交流資源が数多くあります。

これらの資源は、本市の特性を形作り、地域の活性化に資するものであり、大規模災害により被災したとしても、早期に再建・復旧を図ります。

①観光施設等の早期再建・復旧

②新たな交流人口等の確保



復興を実現するための課題

○観光客や交流人口の減少

- ・観光施設等が被災することで、観光客や交流人口が減少し、地域活力の低下につながる懸念

復興事前準備

○観光資源等の魅力向上と宇和島市のファンづくり

- ・地域の活性化を図るため、観光資源等の魅力向上
- ・ふるさと納税等により、平時から宇和島市のファンづくり
- ・うわじまブランド魅力化計画の推進

○防災機能の強化

- ・観光施設等の防災機能の強化

被災後の実施事項

■観光施設等の早期再建・復旧

- ・被災した観光・宿泊施設の早期再建・復旧

■新たな交流人口等の確保

- ・復興へ向けた取組のPRや観光プロモーション等による新たな交流人口等の確保
- ・災害危険区域の指定等に伴い生じる低未利用地の活用に向け、新たな観光施設等の検討

■地域に根付いた祭りやイベントの維持・発展

- ・それぞれの地域に根付いた祭りやイベントは、地域の誇りや愛着を高めるものとして、早期の再開を図る

第5章 復興事前準備

1. 復興事前準備の推進

「第4章 復興方針」にて整理した「復興事前準備」は、市民の安全・安心な生活や円滑な復興につながる取組として、計画的な推進を図ります。

なお、復興事前準備は、モデル地域での事前復興まちづくり計画の検討等を通して、その具現化に取り組むとともに、モデル地域の検討結果を施策に反映するなど、随時、計画の進捗等を踏まえながら更新していきます。

(1) まちの復興に関する復興事前準備

柱	復興方針	具体的施策	主な担当課	スケジュール			
				短期 (～3年)	中期 (～5年)	長期 (以降)	
まちの復興							
方針1 迅速かつ適切な復興の実現							
	①復興体制等の整備	○事前復興計画に関する職員の理解促進	危機管理課				
		○行政施設の機能強化	全課				
		○各地域の防災拠点の整備	危機管理課				
		○庁内の通信環境の強化	危機管理課				
		○情報共有体制の構築	全課				
		○防災・復興を担う人材育成					
	②復興計画・復興まちづくり計画の速やかな策定						
		○事前復興計画・事前復興まちづくり計画の策定	危機管理課				
	方針2 安全・安心なまちづくりの形成に向けた公共土木施設等の整備						
	①速やかな被害状況の確認と応急対策等の推進						
		○地元建設事業者等との連携	建設課				
	②海岸保全施設等の整備						
		○海岸堤防等の整備促進	建設課、水産課				
		○被災後の海岸堤防等の整備方針の事前検討	建設課、水産課				
		○災害危険区域等に関する住民への周知・啓発	建設課、都市整備課、 危機管理課				
方針3 道路機能等の早期回復とまちづくりの骨格となる道路網等の整備							
	①速やかな道路啓開の実施						
		○災害に強い道路ネットワークの形成	建設課				
		○地元建設事業者等との連携【再掲】	建設課				
	○橋梁及びトンネル等の維持管理	建設課					
		②復興まちづくりの骨格となる道路網の整備					
			○事前復興まちづくり計画の策定	危機管理課			
	○地元建設事業者等との連携【再掲】		建設課				
	○道路の改修、維持管理	建設課					
	③JRの早期復旧・復興						
		○地域の貴重な交通手段としての維持	企画課				
○関係機関と連携した災害対応能力の向上	企画課						
④港湾施設の早期復旧・復興							
	○港湾施設の整備更新	建設課、水産課					
方針4 市民生活を支えるライフラインの早期復旧・復興							
	①ライフライン（水道・下水道等）の早期復旧・復興						
		○水道施設の整備推進による災害に強い水道の構築	業務課、給水課				
		○下水道施設の整備推進	都市整備課				
		○災害時の対応に向けた事業者等との連携	業務課、給水課、都市 整備課				
		○市民や地域での備え	業務課、給水課、都市 整備課、危機管理課				
	②ライフライン（電気・ガス・通信）の早期復旧・復興						
		○各ライフライン事業者等との連携	危機管理課				
		○非常用発電機等の整備・充実	全課				

柱	復興方針	具体的施策	主な担当課	スケジュール				
				短期 (～3年)	中期 (～5年)	長期 (以降)		
	方針５ 市民の移動を支える公共交通の維持、早期復旧・復興							
	①公共交通の維持、早期復旧・復興							
		○地域公共交通計画の策定	企画課					
		○応急期における公共交通のあり方の事前検討	企画課					
		○災害に強い公共交通の運行ルートの整備	企画課					
	②航路の維持、早期復旧・復興							
		○地域公共交通計画の策定【再掲】	企画課					
		○応急期における航路の維持に向けた事前検討	企画課					
	方針６ 公園・緑地の復旧・復興							
	①災害時における公園等の適切な利活用							
		②良好な生活環境の形成に資する公園・緑地の整備						
			○公園等の防災機能の充実	都市整備課				
			○防災拠点となる公園等へのアクセス強化	建設課、都市整備課				
	方針７ 地域の歴史や文化を語り継ぐ文化財・町並み等の保存・継承							
	①文化財等の修復・保存							
		○文化財等の適切な把握、保管	文化スポーツ課					
		○文化施設等の維持・更新	生涯学習課、文化スポーツ課					
		○修復等に関する技術の向上	文化スポーツ課					
		○地域に根付いた祭り等の継承	文化スポーツ課					
		②歴史的な町並み等の維持・復興						
			○町並みの保存と災害に強いまちづくり	文化スポーツ課、危機管理課				
			○町並み保存団体等との連携	文化スポーツ課				
	○支援制度等の理解と周知		文化スポーツ課					
	方針８ 早期の復興に向けた廃棄物処理及び遺体の措置等							
	①災害廃棄物の迅速かつ適切な処理							
		②損壊家屋等の早期の撤去						
			○災害廃棄物処理体制の事前検討	生活環境課				
		○仮置場となる場所の事前検討	生活環境課					
		③遺体の措置、行方不明者の捜索等						
			○遺体検案・安置所、仮埋葬となる場所の事前検討	生活環境課				
			○遺体検案等の体制の構築	生活環境課				
			○遺体の措置に関する備え	生活環境課				
			○各種手順、手続き等の内容整理	生活環境課				

(2) 住まいの復興に関する復興事前準備

柱	復興方針	具体的施策	主な担当課	スケジュール		
				短期 (～3年)	中期 (～5年)	長期 (以降)
住まいの復興						
方針1 命を守るための対策の推進						
	①確実な避難の実現					
		○安全・安心な住まいの実現に向けた周知・啓発	危機管理課、建設課			
		○避難経路や緊急避難場所等の整備	危機管理課、建設課			
		○避難訓練の実施	危機管理課			
方針2 速やかな被害状況等の把握ときめ細やかな支援						
	①被災状況・被災者情報の管理					
		○応急危険度判定士等の育成	危機管理課、建設課			
		○A I やドローン等を活用した迅速な調査体制の強化	建設課、都市整備課、 農林課、水産課、危機 管理課			
		○り災証明の発行訓練等の実施	税務課			
		○効率的な支援システムの構築	総務課、デジタル推進 課			
方針3 住まいを失った被災者に対する切れ目のない住まいの確保						
	①避難所の開設及び運営					
		○避難所の充実・環境整備	福祉課、教育総務課、 学校教育課、生涯学 習課、文化・スポーツ課 等			
	○新たな避難所の確保	危機管理課				
	○避難所運営体制の強化	福祉課、教育総務課、 学校教育課、生涯学 習課、文化・スポーツ 課、危機管理課等				
		○支援物資等の配分および輸送手段の検討	総務課、危機管理課			
	○広域避難者に対する情報収取方法の検討	危機管理課				
	②緊急の住宅確保					
		○応急修理等の制度の理解促進	建築住宅課			
	○各種団体・教会等との連携体制の検討	建築住宅課				
	③応急仮設住宅等の速やかな確保					
		○建設型応急仮設住宅の速やかな確保に向けた条件整備	建築住宅課、危機管 理課			
	○賃貸型応急仮設住宅の速やかな確保に向けた体制の整備	建築住宅課、危機管 理課				
	○避難生活・応急期の生活に対応できる施設整備の検討	危機管理課				
	○広域避難者の情報収集体制の検討	危機管理課				
	④恒久的な住宅の速やかな確保					
		○事前復興まちづくり計画の策定【再掲】	危機管理課			
○既存住宅地の活用に向けた空家・空地の把握	建築住宅課、危機管 理課					
○住まいの再建に関する支援制度の整理	建築住宅課、危機管 理課					
○地震保険への加入促進	建築住宅課、危機管 理課					
方針4 住まいの場として選ばれる市街地・集落の復興						
	①安全・安心な住まいの場の確保					
		○建築制限等の制度の理解	建設課、都市整備課、 危機管理課			
		○安全な地域への緩やかな住まいの移行	建設課、都市整備課、 危機管理課			
		○自主防災組織、防災士等と連携した防災啓発活動の実施	危機管理課			
	②復興事業の計画的な推進					
		○事前復興まちづくり計画の策定【再掲】	危機管理課			
		○地籍調査等の推進	国土調査課			
	○高台整備候補地等の事前検討	危機管理課、建設課				

(3) 暮らしの復興に向けた復興事前準備

柱	復興方針	具体的施策	主な担当課	スケジュール		
				短期 (～3年)	中期 (～5年)	長期 (以降)
暮らしの復興						
方針１ 公的及び公共性の高いサービスの持続的な提供						
		①行政サービスの維持・早期再開				
		○行政施設の機能強化	全課			
		○安全な地域の応急期における復興支援拠点としての機能強化	全課			
		○業務継続計画等に基づく体制強化	危機管理課			
		②医療の持続的な提供				
		○医療施設の事前移転等の検討	市立病院			
		○スムーズな医療提供体制の検討	市立病院			
		③保健対策の推進				
		○支援体制の強化	保険健康課			
		④福祉サービスの維持				
		○福祉施設の事前移転等の検討	福祉課、高齢者福祉課			
		○介護支援体制の強化	福祉課、高齢者福祉課			
		⑤消防・防犯対策の推進				
		○消防防災施設の整備推進	危機管理課			
		○地域防災力の向上	危機管理課			
		○一人ひとりの意識高揚	危機管理課			
方針２ 子どもたちの心を支える保育・教育等の早期再開						
		①保育等の維持・早期再開				
		○事前復興教育の実施	子ども家庭課			
		○保育施設の事前移転等の検討	子ども家庭課			
		○災害時における保育等の継続に向けた検討	子ども家庭課			
		②学校教育等の維持・早期再開				
		○事前復興教育の実施	学校教育課			
		○教育施設の事前移転等の検討	教育総務課、学校教育課			
		○災害時における学校教育等の継続に向けた検討	教育総務課、学校教育課			
		③文化活動等の維持・早期再建				
		○避難生活時等における文化活動の継続に向けた周知	文化・スポーツ課			
方針３ 被災者へのきめ細やかな支援						
		①被災者への経済的支援				
		○義援金等の受入体制の準備	財政課			
		②被災者のお困りごとに対応する様々な支援				
		○事前のボランティア体制の検討	市民課、福祉課、保護課			
		○市民協働のまちづくりの推進	全課			
		○被災者の支援の役割を担う社会福祉協議会等の防災対策の促進	福祉課			
		○大学等の研究機関と連携した支援の事前検討	福祉課、子ども家庭課、高齢者福祉課、保護課、危機管理課			

(4) 生業の復興に関する復興事前準備

柱	復興方針	具体的施策	主な担当課	スケジュール		
				短期 (～3年)	中期 (～5年)	長期 (以降)
生業の復興						
方針1 南予の中核都市としてまちのにぎわいの復興						
		①にぎわいの場の再建・創出				
		②各商業地の特性に応じた再建・復興				
		③工場や地場産業等の維持・再建				
		○被災した事業者の支援制度に関する理解 ○事業者の支援を行う体制の事前検討 ○事業継続に向けた支援の事前検討 ○市の活力やにぎわいを生み出す商店街等の活性化 ○事業者の支援の役割を担う商工会議所・商工会等の防災対策の促進	商工観光課			
			商工観光課			
			商工観光課			
			商工観光課			
			商工観光課			
		④土地利用計画とあわせた企業誘致等による新たな雇用の場の創出				
		○事前復興まちづくり計画の策定【再掲】	危機管理課、商工観光課			
方針2 宇和島市の基幹産業である農林水産業の復旧・復興						
		①農地・果樹園、農道等の再生				
		○農業の持続に向けた検討 ○農業者への支援制度に関する理解 ○被害の軽減に向けた取組の実施 ○農業景観の維持・活用	農林課			
			農林課			
			農林課			
			農林課、文化・スポーツ課、商工観光課			
			②林業・林道等の再生			
		○林業従事者への支援制度に関する理解	農林課			
		③漁港・関連施設等の復旧				
		○漁業の早期再建に向けた事前検討 ○漁業者への支援制度に関する理解 ○漁船所有者への漁船保険の加入に関する啓発	水産課			
			水産課			
			水産課			
			水産課			
方針3 観光産業の早期再建による地域の活性化						
		①観光施設等の早期再建・復旧				
		②新たな交流人口等の確保				
		○観光資源等の魅力向上と宇和島市のファンづくり ○防災機能の強化	商工観光課			
			商工観光課			

第6章 事前復興計画の推進と運用

1. 事前復興の推進体制の構築

大規模災害が発生した際には、復興の担い手となる組織・団体等でも被災者が発生する中で、被災者支援やまちの復興等の様々な取組が求められます。これらの取組は、市、市民や地域、事業者・各種団体等が連携を図りながら進めることになります。その際、外部からの支援・連携が不可欠となります。

そのため、事前復興の各種の取組においても、大規模災害発生後の復興体制を見据えて、市内外の様々な組織・機関等との連携を高めていきます。その体制強化を図るためにも、自治体間や民間事業者、各種団体等との協定締結等に取り組めます。

また、市民一人ひとりが、事前復興の取組を自分事としてとらえることができるように、事前復興に関する訓練の実施や学校教育、情報発信等に取り組めます。

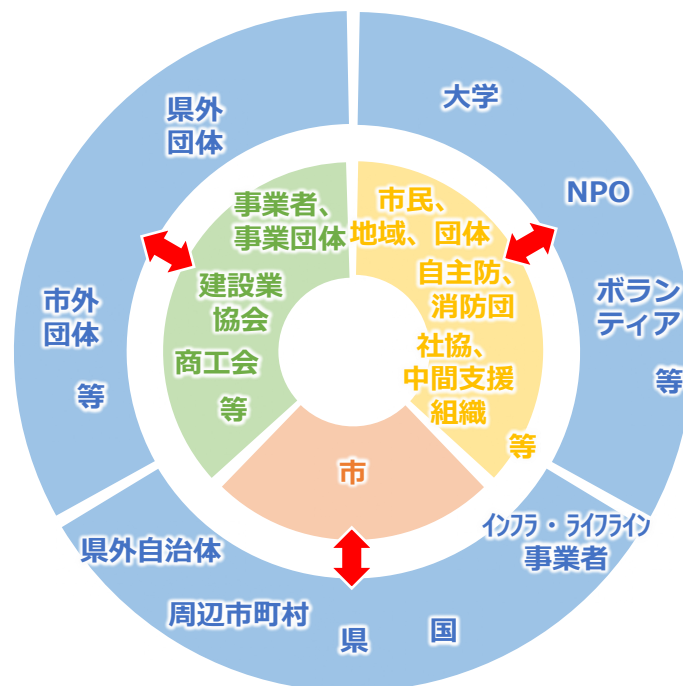


図 推進体制イメージ

2. 各地域の事前復興まちづくり計画の作成

本市の事前復興まちづくり計画におけるモデル地域は、被害想定や地域特性、事前復興の取組み状況等を踏まえた10地域を設定しています。

各地域の特性や住民意向を踏まえた事前復興まちづくり計画の作成を計画的に進めます。

【参考】

本市の事前復興まちづくり計画を検討するモデル地域として、以下のような条件をもとに、候補地を抽出しました。

- 条件① (津波により)甚大な被害が想定される地域
- 条件② 宇和島市の代表的な地形や地域性
- 条件③ 事前復興の検討が行われた地域 ※東京大学復興デザイン研究体の取組
- 条件④ 孤立が懸念される地域
- 条件⑤ 復興時の拠点となる地域

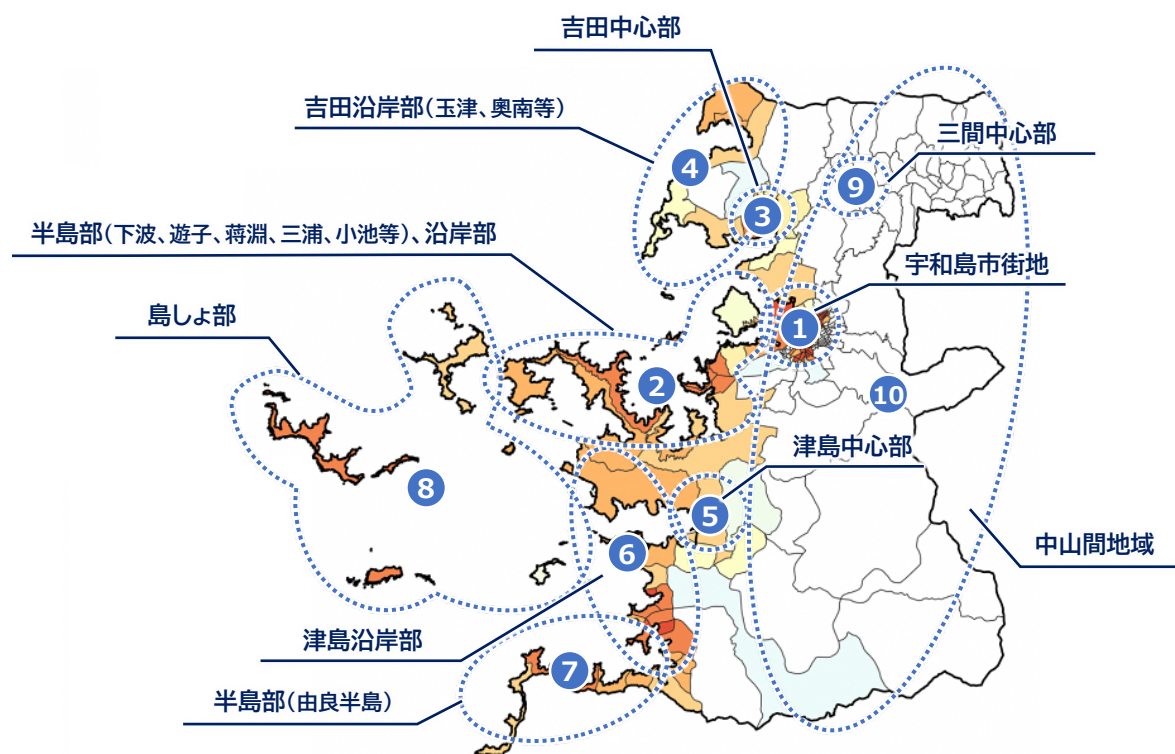


図 事前復興まちづくり計画作成のモデル地域

3. 定期的な見直し

事前復興計画は、大規模災害が発生するその時まで、随時、見直す必要があります。

特に、モデル地域での事前復興まちづくり計画の作成を通じて、市全体で検討が必要な事項等が明確になった場合は、復興ビジョンへ反映するなどの取組を進めていきます。

また、事前復興計画の検討結果について、総合計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画、都市計画マスタープラン等の関連計画へ反映していくことも重要です。

4. 大規模災害発生後の運用

大規模災害が発生し、法に基づく復興計画の策定を行う際には、事前復興計画の策定時の体制を基本に、復興計画の策定体制を構築します。

また、被害の状況等を確認した上で、「復興ビジョン」と「事前復興まちづくり計画」を活用し、早期の復興計画の策定に取り組めます。

■策定経過

開催日	会議名称等	概要
R5. 9. 4	講演会、キックオフ会議	・東京大学 羽藤教授による講演会 ・事前復興計画の作成に向けたキックオフ会議
R5. 11. 29	第1回 プロジェクト会議	・復興ビジョン編・復興プロセス編の骨子案 ・モデル地域の選定に関する方針の確認
R5. 12. 22	第1回 庁内検討会議	
R6. 1. 17	第1回 策定委員会	
R6. 2. 7	職員研修会	・復興事前準備の必要性や東日本大震災の復興まちづくりの事例等
R6. 2. 26	第2回 プロジェクト会議	・復興ビジョン編、復興プロセス編の検討状況 ・モデル地域の選定と地域WSの開催方法
R6. 3. 18	第2回 庁内検討会議	
R6. 4. 25	第2回 策定委員会	
R6. 6. 29、R6. 9. 21、 R6. 10. 26、R6. 11. 23	宇和島市街地WS	・地域WS等を通じて、宇和島市街地事前復興まちづくり計画の作成
R6. 6. 19、R6. 8. 7、 R6. 9. 18	津島中心部WS	・地域WS等を通じて、津島中心部事前復興まちづくり計画の作成
R6. 6. 2、R6. 8. 4、 R6. 10. 2	遊子地域WS	・地域WS等を通じて、遊子地域事前復興まちづくり計画の作成
R6. 11. 8	第3回 プロジェクト会議	・復興ビジョン編、復興プロセス編、3地域の事前復興まちづくり計画 案の確認
R6. 11. 11	第3回 庁内検討会議	
R6. 12. 18	第3回 策定委員会	
R6. 12. 27～R7. 1. 17	パブリックコメント	・計画案に対する幅広い市民からの意向把握
R7. 2. 6	第4回 庁内検討会議	・パブリックコメントの結果 ・復興ビジョン編、復興プロセス編、3地域の事前復興まちづくり計画 最終案の確認
R7. 2. 12	第4回 策定委員会	

令和5年9月27日

(趣旨)

第1条 宇和島市事前復興策定委員会（以下「委員会」という。）は、宇和島市事前復興計画（以下「事前復興計画」という。）を策定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事前復興計画の策定に関すること。
- (2) 事前復興計画の策定にかかる調査及び研究に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 公共的団体の役員又は構成員等
- (3) 市内任意団体の役員又は構成員等
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。ただし、第2条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる委員には、報酬を支給しない。

2 報酬の額は、日額5,000円以内とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部危機管理課を担当する課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月27日から施行する。

■策定委員会名簿

■委員

区分	所属機関名	職名	氏名	備考
学識	東京大学	教授	羽藤 英二	委員長
学識	愛媛大学	特定教授	山本 浩司	副委員長
産業	えひめ南農業協同組合	営農振興部長	岡村 勝	
産業	愛媛県漁業組合 宇和島事業部	参事兼宇和島事業部長	蝶野 一徳	
産業	宇和島商工会議所	事務局長	若宮 里美	
産業	吉田三間商工会	副会長	土山 直美	
産業	津島町商工会	事務局長	藤堂 勝男	
産業	宇和島自動車株式会社	取締役業務部長	田中 敏弘	
産業	四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	
公共	宇和島市社会福祉協議会	事務局長	山本 裕子	
公共	宇和島市連合自治会	会長	宮本 直明	
公共	宇和島市女性団体連絡協議会	会長	吉岡 清美	
公共	宇和島市PTA連合会	副会長	畠山 千愛	～R6.5
			三好 めぐみ	R6.6～
公共	宇和島青年会議所	副理事長	山崎 美幸	
公共	愛媛県建設業協会 宇和島地方支部	支部長	浅田 春雄	
公共	愛媛県土地家屋調査士会 宇和島支部	副支部長	渡邊 幸治	
公共	宇和島市消防団	団長	稲垣 聖治	～R6.3
			梶田 浩	R6.4～
公共	宇和島 NPO センター	代表	薬師神 理子	
公共	一般社団法人 RCF	代表	藤沢 烈	
医療	一般社団法人宇和島医師会	理事	沖 良隆	

■オブザーバー

区分	所属機関名	職名	氏名	備考
行政	国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所	事務所長	江川 昌克	
行政	愛媛県南予地方局 地域産業振興部 総務県民課 防災対策室	室長	洲之内 聖二	～R6.3
			藤田 賢	R6.4～
学校	愛媛県立宇和島東高等学校(防災地理部)			

※役職名は令和7年1月時点

宇和島市事前復興計画【復興ビジョン編】

令和7年3月

宇和島市 企画政策部 危機管理課

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL 0895-24-1111 (代表)

URL <https://www.city.uwajima.ehime.jp/>

